

令和6年3月5日（火曜日）第1回定例会

○出席議員（16名）

1 番	柏 倉 信 一	議員	2 番	佐 藤 政 人	議員
3 番	野 口 康 一 郎	議員	4 番	児 玉 崇	議員
5 番	月 光 裕 晶	議員	6 番	安 孫 子 義 徳	議員
7 番	太 田 陽 子	議員	8 番	佐 藤 耕 治	議員
9 番	後 藤 健 一 郎	議員	10 番	渡 邊 賢 一	議員
11 番	伊 藤 正 彦	議員	12 番	古 沢 清 志	議員
13 番	太 田 芳 彦	議員	14 番	沖 津 一 博	議員
15 番	荒 木 春 吉	議員	16 番	阿 部 清	議員

○欠席議員（なし）

○遅刻議員（なし）

○早退議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐 藤 洋 樹 市 長	齋 藤 真 朗 副 市 長
佐 藤 志津男 教 育 長	東海林 恒 企画創成課長
小 泉 尚 財 政 課 長	菊 地 正 博 防災危機管理課長
武 田 新 二 建設管理課長	伊 藤 孝 上下水道課長
猪 倉 秀 行 農林課長（併） 農業委員会 事務局 長	小 林 弘 之 福祉国保課長
寺 西 里 衣 健康増進課長	志 鎌 重 美 子育て推進課長
今 野 育 男 学校教育課長	

○事務局職員出席者

東海林 茂 美 事 務 局 長	柏 倉 勝 郎 局 長 補 佐
堀 和 敏 総 務 係 主 任	古 谷 駿 幸 総 務 係 主 事

議事日程第2号 第1回定例会
令和6年3月5日（火） 午前9時30分開議

再開
日程第1 一般質問
散会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

一般質問

再開 午前9時30分

○柏倉信一議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第2号によって進めてまいります。

○柏倉信一議長 日程第1、これより一般質問を行います。

通告順に質問を許します。質問時間は、1議員につき答弁時間を含め60分以内となっておりますので、要領よくかつ有効に進行されますようお願いいたします。

この際、執行部におきましても、質問者の意をよく捉えられ、簡潔にして適切に答弁されるよう要望いたします。

一般質問通告書

令和6年3月5日（火）

（第1回定例会）

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
1	大地震を経験し、本市の備えは	(1) 避難所の設営について (2) 備蓄品の状況について (3) 二次避難所について (4) 要支援者の現状と対応について (5) 福祉避難所の現状について (6) 木造住宅の耐震化について	7番 太田陽子	市長
2	多様性を認め合う社会の実現を目指して	(1) 本市のパートナーシップ制度の導入について (2) 性的少数者の不安解消などどのように考えていくか		市長 教育長

番号	質 問 事 項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
		(3) 性的少数者への差別解消のための啓発活動は (4) 教育現場における啓発などについて		
3	フレイルチェック事業について	(1) 「フレイル」とはどういうことなのか、その定義について伺いたい。 (2) 本市ではフレイル予防としてどのような活動を行っているのか伺いたい。 (3) 本市でも東大式「フレイルチェック」を導入しフレイルの予防に力を入れるべきと考えるがご所見を伺いたい。	13番 太 田 芳 彦	市 長
4	中学生の部活動改革について	(1) どのような背景から部活動改革に至ったのかを伺いたい。 (2) 部活動改革の目的を伺いたい。 (3) 任意加入について詳しく伺いたい。 (4) 地域クラブ活動に移行してどんなメリット・デメリットが考えられるのか伺いたい。 (5) 私はソフトボールに関係しているのでソフトボールを例に挙げて、西村山の部活動の枠組みはどうなるのか伺いたい。 (6) 各種大会への参加について伺いたい。今までのように単独の学校では出にくくなり、選抜チームのようになるのではないかと心配するが、その部分に関してどのように変わっていくのかを伺いたい。 (7) 本市の部活動改革の進捗状況について伺いたい。		教 育 長
5	保育施設のこれからについて	(1) 入園希望者と保留児童の数について (2) 入園判定の優先事項について	5番 月 光 裕 晶	市 長

番号	質 問 事 項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
6	児童虐待について	(3) 保育士増員について (4) 人口減少への対応について (1) 早期発見の重要性について (2) 被害者や家族のケアについて (3) 増加傾向への対策について		市 長
7	能登半島地震の教訓と今後の取組について	(1) 本市の水道管耐震化の現状について (2) 本市の水道管耐震化の考え方について (3) 災害発生時の職員の参集について (4) 消防団の更なる充実について (5) 能登半島地震から得られた教訓と今後の取組について	11番 伊藤 正彦	市 長
8	クマから市民の生命と農作物を守るために	(1) 昨年の出没状況を踏まえて、どのように捉えているか (2) 猟友会について (3) 農作物被害対策について (4) 人的被害対策について (5) ドローンを活用した被害防止策について	8番 佐藤 耕治	市 長

※表内の文字表記は実際の通告書に基づき掲載しております。

太田陽子議員の質問

○柏倉信一議長 通告番号1番、2番について、7番太田陽子議員。

○太田陽子議員 おはようございます。日本共産党の太田陽子です。

この元旦に発災した能登半島地震で亡くなられた方々に心から哀悼の意を表しますとともに、被災された方にお見舞いを申し上げます。自らも被災しながら懸命の救助活動をしている地元自治体をはじめ、関係者の方々に心からの敬意と感謝を申し上げます。

議会において、私は何度も災害についての質問をしてきましたが、その後の備えはどうなっ

ているのかなどなど不安が募ってきました。時間帯、季節など、何から何まで不安が大きくなる現状です。備蓄品の点検、ローリングストックの状況など、家庭における対策だけでなく、自治体の役割など、全ての面での点検が必要であろうと感じました。能登半島地震は、その機会を与えてくれたものと信じています。

毎回毎回、災害により多くの方々が犠牲になり、なぜ救えなかったのかなど、本当に心が痛みます。今回、X（旧ツイッター）で多くの方々が当日に書き込みをしておりました。住所、氏名、電話番号などを明確にして、今、建物の下敷きになっているなどというものが書き込んでありました。本当に何もできませんが、無事救助されることを祈ることしかできませんし

た。

東日本大震災のとき、メールが活用され、海外にいる親族に連絡が取れて、屋上で子供たちと避難しているということが連絡がついて、その親族から東京消防庁に連絡が入り救助されたなどという話があり、私の職場も、家族のメールアドレスを聞いて、連絡先をお願いしたなどということがありましたが、それよりも進んでいるというのを感じました。それを利活用して救える命は救えるように整備していかなければならないということを感じました。

避難所の生活の長期化、住まいやなりわいを奪われた被災者は、生活再建への不安でさいなまれているのではないのでしょうか。希望を持って安心して暮らせる支援策を示し、実行することが政府の役割であり、責務ではないのでしょうか。

私は、日本共産党と、この質問に関心を寄せる市民を代表して質問します。誠意ある答弁をお願いいたします。

通告番号1番、大地震を経験し本市の備えはです。

避難所の設営についてであります。

水害の避難を経験して、その反省、新しいことが出てきたということで、避難計画や浸水地域へのわが家の防災タイムラインの配布などを行ってきました。浸水の雨量の想定なども質問してきました。防災士の役割などを勉強し、力を借りてはという提言には、すぐに動いていただき、防災士さんの登録や研修など実施してくださっていることに感謝申し上げます。

能登半島地震のように、市全体が被災するような中で、市の職員のほとんどが被災することも想定されます。寒河江川、最上川に挟まれた地域への移動が困難になった場合など、どれほどの職員が、自分の担当の避難所に駆けつけることができるのでしょうか。

そんな中で、避難所の設置や運営、本市のふ

だんの訓練など、どのように行っているのかお伺いします。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 おはようございます。

太田陽子議員から避難所の設置や運営などについて御質問いただきましたが、地震などを含めて、災害が発生しますと、また、発生するおそれがある場合などは、市が指定避難所を開設していくことになるわけではありますが、市民の皆さんがスムーズに避難していただけるようにしていかなければなりませんので、避難所の業務を担当する職員を対象とした、指定避難所開設訓練などを実施をしているところであります。やはり訓練というのが、何事においても大事ななというふうに思います。

今年度は、より実践的な訓練となるように、市の防災訓練において、担当職員と住民の皆さんが参加して、それから、参加しての避難所への誘導とか受付訓練、それから、実際、避難所において段ボールベッドの組立てなどをして訓練をさせていただいたところであります。

また、避難所の生活が長期化していく場合は、その運営について、自主防災組織などの地域の皆さんの協力がどうしても不可欠になってまいります。先ほど太田議員からありましたけれども、登録防災士、今17名の方に登録をしていただいておりますけれども、その方などを中心にして自主防災組織への支援、あるいは協力、連携を図っていくための防災士の方の研修会などもさせていただいているところであります。

いずれにしても、地域の自主防災組織との連携というものを十分図っていかなければなりませんので、先日は避難所運営の体制づくりなどに取り組んでいる柴橋地区の自主防災会連絡会などに、講師など派遣させていただいて支援をさせていただいているところであります。

我々としては、引き続き、各避難所の設置運営などが円滑に行われるように、様々な有事を

想定した訓練などを実施をして、支援してまいらなければならないというふうに考えております。

○柏倉信一議長 太田議員。

○太田陽子議員 まだまだ足りないと思います。ぜひ組織していただきたいなと思います。

自治体における防災関連部についての山新などでの報道がありました。女性職員が少ないと、備蓄品の整備状況に影響があるということでした。そういうことについて、本市では、女性目線での避難所の設営とかそういうことは考えているのかお伺いしたいと思います。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 近年の災害における避難所の生活では、プライバシーに関することが大きな課題になっております。また、女性に対する十分配慮した避難所運営というのが求められているところでございます。

市においては、防災会議委員の中に女性委員もいらっしゃるわけありますので、そうした方々から、女性目線での意見などを出していただいております。

ちなみに、令和4年度の市地域防災計画の見直しの際にも、指定避難所における保健衛生対策について、乳幼児を持つ親御さんと妊産婦の健康状態に、特に特段の配慮を行うことなどということについて、追記、付け加えていただいたところでございます。

指定避難所には、授乳とか更衣室として使用するテントや、それから生理用品、乳児用液体ミルクなど備蓄をしているわけありますけれども、もちろん適切な備蓄量を確保していく必要がありますので、今後も女性目線からの配慮というものを重視しながら、少しでもストレスのない避難所運営の体制づくりというものを進めていきたいというふうに考えております。

○柏倉信一議長 太田議員。

○太田陽子議員 防災会議への女性委員がいると

いうことで、ちょっと安心しました。この震災でも、避難所で女性の関わりがなかったのか、ナプキン1人2枚とか、そういう避難所もあったということなので、それはとんでもないことだということなので、ぜひもう少し深く掘り下げた目線での参加をしていただきたいなと思います。

ジェンダーの問題は大きいと思います。あとプライバシー、あと女性の更衣とか授乳室の問題とか、まだまだこれから備蓄品のほうでも質問させていただきますが、ぜひそういう細かい目線を取り入れていただくようにしていただきたいと思います。

備蓄品についてであります。避難時、3日分の食事を自分で用意しておくようにということが言われていますが、大地震など建物の倒壊などある場合、冷静に食料を持って逃げることはできますか。これも疑問です。身一つで逃げ出すのがやっとなではないでしょうか。

この能登半島地震は津波も来ていたわけですが、そういうのは、寒河江では想定はないと思いますが、避難するときに、備蓄品を持って地震など逃げられるかというのも、一つの点ではないでしょうか。

頭を隠してなど、訓練時は冷静に考えることができますが、いざ震度7の地震があった場合、訓練のようにいくのか心配です。

以前、私が夜勤勤務をしていたときは、地震が来たらどうしようと、最初考えて夜勤に入ります。とにかく命を守るためにはどうするかなど考え、毎回不安な思いをした経験があります。このとき、備蓄品の持ち出しなど、到底及びもよりませんでした。

家庭では、取りあえず自分だけなので、ここにあると分かるので、それを持って逃げるということとはできると思いますが、各避難所に避難して、備蓄されているものを食べ、自分が持っているのを食べても、3日、4日では避難所が

閉鎖できない。県が動くまで何日も御飯が食べられないのではと、ちょっと不安になります。能登半島では、おにぎり 1 人 1 個などという避難所もあったということでした。

まず、本市として、備蓄品の整備や管理など、どのように考えているのかお伺いします。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 先ほどから申し上げておりますが、備えというのは大事ですね。備え。それと訓練ですね、それは大事だというふうに思います。

寒河江市の備蓄品整備の考え方としては、まず震度 6 強から震度 7 を想定した、県による山形盆地断層帯地震被害想定調査結果を参考にして、指定避難所における避難者数などを、最大 5,320 人と想定をしております。

過去のいろんな地震からの教訓で、我々はいろんな装備を、備えをしているわけですが、阪神・淡路大震災の際は、2 日目、3 日目には食料などの救援物資が届き始めたということ踏まえて、発災から 3 日間を想定した備蓄計画というものを定めていることになっております。

避難所などにおける物資の確保については、先ほど来ありましたが、家庭内備蓄でありますとか、災害協定を結んだ民間事業者、それから他市町村からの供給、そして国や県からのプッシュ型支援などを見込みつつ、市では食料品、それから毛布等の生活必需品、感染症対策品、段ボールベッドなどを備蓄しているところであります。食料品については、定期的に更新していくと、こういうことになっているところであります。

本市の備蓄計画では、避難者の方の 7 割が非常用持ち出しを行うということを想定していますので、市民の皆さんには、日頃から最低 3 日間程度の備蓄を心がけていただくということをお願いしているところであります。

今般の能登半島地震の被災の実態があるわけでありまして。これまでも東日本大震災、それから阪神・淡路大震災の教訓をして、いろんな災害対策をしてきましたけれども、今回の能登半島地震の実態などを踏まえていく必要もあるわけですね。そういう意味では、今申し上げたような、市の備蓄すべき品目でありますとか量などについては、果たしてそれで十分なのか、適切なのかということ、改めて検証していく必要もあるというふうに思います。必要に応じて、備蓄計画の見直しなどについても検討していかなければならないというふうに考えているところであります。

○**柏倉信一議長** 太田議員。

○**太田陽子議員** 具体的に 3 日分ってどのくらいなんだろうという疑問もあります。それで、必ず誰しもが備蓄しているかというと、そうでもない。米があれば何とかなるとか、私たちはそういうふうに考えて、米の備蓄とか考えておりますが、具体的にどういうのだかというのが分からない市民の方もいらっしゃるのではないかと思います。そういうときに、どういうものかというのを、防災士の方の講演とかで、何とか皆さんに周知していくということも大事であろうと思います。

段ボールベッドなども、仕切りのついたものとか、液体ミルクなどもきちんと備蓄しているということは、ほかの市町村に比べれば進んでいるのではないかと思います。ぜひ見直しをしていただいて、市民の皆さんが安心していられるようにしていただきたいと思います。

避難所のほうでも、女性の目線についてお聞きしましたが、備蓄品などの点でも女性の考えなどを反映することが大事であると思います。山形新聞の記事でありましたが、妊産婦や乳児用備蓄品進まずという、(資料を示す) この記事でした。全国的な問題として指摘しました。そのときは持ち出しても、使用すればなくなり

ます。おむつとか。当然、乳児であれば、3時間、2時間置きぐらいに使っていれば、1日12枚ぐらい。うんちがいっぱい出れば、もう20枚近くなる。そんなような状況です。そうなれば、やっぱりそういうときにどうするかなどということも考えていかなければなりません。

この記事の中では、生理用のショーツや女性用下着、乳幼児用の下着や着替えなど、そういうのも備蓄している自治体もあります。ぜひそういうところの目線も入れていただければと思います。

私が考えたんですけれども、1日分を1パッケージにしておく。例えば、60サイズの乳児のロンパースとおむつ何枚と液体ミルクとか、そういうふうにパッキングして、すぐ渡せるようなことをしてはどうかと、ちょっと先ほどあそこで思いながら考えておりました。ぜひそういう、今育てている人の考えとか、これがあつたら便利とかというのを、ぜひこのほかの自治体の計画なども見習って、新たに計画にしていきたいと思います。

次に、避難が長期化になると、炊き出しなど、避難所間の格差が出てくるという問題が言われています。長期になったときの食事提供など、どのように考えているのかお伺いしたいと思います。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 市の防災計画の中の食料供給計画というのがあるんですけれども、その中で、避難が長期化した場合などは、市が関係機関と連携して、炊き出しなどを実施することになっております。

市では、食料品や日用品等を扱う市内の12事業者のほうと必要物資の供給協力協定というものを結んでいます。そういったところから調達していくという体制がつくられているわけでありまして。そういう場合には、当然のことながら、食料の安定的な供給計画とか、栄養バランスな

ども勘案して供給していただくということになっているわけでありまして。

また、寒河江市のほうでは、令和2年度より、国が運用している物資調達・輸送調整等支援システムというものに加入しておりまして、市の避難所情報とか備蓄情報などを登録しております。

国や県と連携して、迅速かつ円滑な物資支援を受けるということが可能になっているというふうに、我々は思っているところでありますが、今、議員御指摘のような避難所間の格差などが生じることがないようにしていかなければなりませんし、とりわけ食事の提供などは、そういうことがないように、いろんな面で配慮をして、我々も準備をしていかなきゃならないというふうに考えているところであります。

○**柏倉信一議長** 太田議員。

○**太田陽子議員** 能登半島地震でも、1月末に炊き出しがなくなり、また、アルファ米とカップ麺などの食事になったなどと報道されていまして。長期避難になった場合の食事の計画など、本当に必要だと思います。

山形盆地断層帯、全部動いたら、山形市もこの地域全域が被災するということなので、やっぱりシステムが本当に動くのかとか、本当に一度、きちんともう一度再検討する必要があるのではないのでしょうか。

先ほども、柴橋地区の自主防災連絡協議会のことを市長も言っておりましたが、指定避難所運営に関する理解と組織体制をテーマとした講師を招きワークショップなどを実施してきたということを、昨年のお伺いしました。避難所開設時の体制や役割、市との連携など話合い、地域の方々との防災意識の向上と災害時に備えた取組を紹介していただいたのですが、今後、やっぱりどの地域でも、このような取組を広げて、避難所の運営など、みんなのものにしていくことが大事なことでないのでしょうか。

市の職員も被災している中、一生懸命住民のために働いてくださる避難所に関わる職員なども、やっぱり一緒になって協力して運営できる組織の構築が急務なのではないでしょうか。

柴橋地区でうまく運営されているその方式を使って、高松地区や寒河江地区、そういう地区でも広げていき、自主防災組織が運営に関わって、きちんと動けるという確信をつくっていく必要があるのではないのでしょうか。

次、2次避難所について伺います。

ホテルなどへの2次避難が必要になったときの対応はどのようになっているのか伺います。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 体育館とか公民館などの指定避難所に避難をしておられる高齢者の方、あるいは障がい者の方、妊産婦の方などのうち、避難生活において特に配慮が必要な方を支援していくために、ホテルなどの宿泊施設を2次避難所として活用できるようにしていかなければなりません。

市では、寒河江温泉協同組合と協定を結ばせていただいて、宿泊の提供、それから各施設の空き室の調整などについて、協力をいただくことにしているところであります。

能登半島の地震のような大規模な災害になると、市内の宿泊施設だけでは受入れが足りない、困難だという場合も想定されます。市外への広域避難を考えていかなければなりませんので、そういった場合は、もちろん寒河江だけが被害を受けることでなくて、周辺のところも被害を受けるということになりますから、そういった場合などは、特に県などのほうからですね、関係機関などのほうから連携をしながら、避難者に配慮した円滑な運用が図られるように対応していったって、協力していかなければならないというふうに考えているところであります。

○柏倉信一議長 太田議員。

○太田陽子議員 2次避難、ホテルなどには公費が投入されるということを聞いております。ぜひ本当に必要な人、もうストレスを感じて、いられないような場合。地震で亡くなるのではなくて、関連死で亡くなる方が多く出てくるというのが、これまでの地震災害での被害の状況のようです。熊本地震などでは、直接に死亡した人の4倍が関連死で亡くなっているということでした。

この2次避難所、何か1.5次避難所とかいろいろ言われていますが、取りあえずこういうものを早急に動かして、後からの死者をなくすということに取り組んでいただきたいと思います。

次に、要支援者の現状と対応について伺います。

現在、在宅で自力での避難が困難な方など、要支援者の現状はどうなっているのか伺いたしたいと思います。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 寒河江市におきましては、高齢者の方、障がい者の方、さらには町内会などで支援の必要性を認めた方を避難行動要支援者ということで定義をさせていただいて、個別避難支援プラン、個別計画と呼んでいますけれども、策定しているところであります。

この支援プランは、毎月異動確認をさせていただいて、民生・児童委員の方を通して、年1回見直しを行っております。常に最新の情報を保つように心がけているところであります。

2月26日現在の登録者数は652名となっております。この支援プランに登録していただくことによって、災害時において、避難行動の支援、それから安否確認、救助等を迅速に対応できるように備えているというところであります。

要支援者の方々を災害から守っていくには、地域の方々がお互いに助け合う機運の醸成というのは、やっぱり何よりも必要でございます。日頃から見守り、それから地域における顔の見

える関係づくりを進めていただいて、町会長さん、それから民生・児童委員の方との連携というものを、さらに一層築いていただければなというふうに考えているところであります。

○柏倉信一議長 太田議員。

○太田陽子議員 652名の方が登録しているということですが、ちょっと意外に少ないなという感じがしました。

やっぱり避難時など、支援の必要な方、支援をしてくれる人など、大事なことだと思います。私の地域などでは、子供の頃から知っているおんちゃん、おばちゃんがほとんどなので、暗黙の了解で助け合うことができますが、事前にきちんとしておくことがやっぱり大事だと思います。何かあったら駆けつける、心の準備しておけるということも、この登録制度はよいのではないかなと思いますが、町場の関係性など、そういうところをどうしていくかというのが、やっぱり大事ではないかと思います。

あと、この登録者に関してですが、家族とかそういう方、登録している人の支援をすると決めてくださった方なんかでも、避難所の環境など、あと防災訓練など、どういうところにどういうふうに行くのかなど、一度確認しておくことも大事なことはないかなと。先ほど市長がおっしゃるように訓練、どうやってこの人を、どうやって、どこに連れていくかなど、やっぱりそういうところまで想像して動けるようにしておくことも重要でないかなと思います。

次に、福祉避難所についてであります。

高齢者や障がい者に対しての福祉避難所の施設の数の問題など、以前質問しました。その後のようになっているのか、進展はあったかなどお伺いしたいと思います。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 寒河江市におきましては、平成27年11月に、平時より24時間体制で要介護者の対応が可能な特別養護老人ホームや認知症対応

型グループホームなど、それぞれの専門分野において協力をいただける事業所、9法人13施設であります。そこと災害時における福祉避難所の指定などに関する協定というものを結ばせていただいているところであります。前回も御答弁申し上げたかというふうに思いますが。

御案内のように、その後、新たな介護施設なども設置をされているわけでありますけれども、比較的小規模な施設が多くて、緊急時に入所者以外の方を受け入れる体制が整わないなどという理由から、協定の締結を行うまでには至っていないわけでございますけれども、我々としては、今後も、今申し上げた協定の締結に向けて、引き続き協力要請を行っていかなければならないというふうに考えているところであります。

○柏倉信一議長 太田議員。

○太田陽子議員 やっぱり家庭で介護しているなど、やっぱり安心の材料が必要です。何かあったら行くところがある、利用できるというお守りが必要だと思います。

今後も障がい者の方などは、2次避難所の活用なども併せて福祉避難所の充実を求めています。望みます。やっぱり重度の自閉症など、環境変化に対応できない方など、特別な支援が必要です。何かある前に、適切な対応を考えていくことを要望したいと思います。

次に、木造住宅の耐震化についてです。

能登半島地震での犠牲者の死因は、家屋倒壊などによる圧死が41%ということでした。低体温症・凍死も14%に上りました。

寒河江市においても、山形盆地断層帯が走っており、地震被害も、大きな地震が来るとすることも想定されております。

大地震に備えて、安全で安心な住まいができるよう、木造住宅耐震と耐震補強改修が求められています。木造住宅の耐震診断など、本市での現状はどのようになっているのかお伺いします。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 寒河江市の住宅の耐震化率、これは総務省のほうで5年ごとに実施する住宅土地統計調査を基に推計しているわけでありませうけれども、直近の調査で、平成30年、ちょっと古いんですけども、86.0%というふうになっております。県全体の住宅の耐震化率は83.3%でございます。

我々としては、引き続き、この耐震化率を高めていくということで、支援制度なども設けさせていただいております。

昭和56年5月30日以前に建てられた一戸建ての木造住宅について、耐震診断士を派遣する事業などを実施しております。申請者から1万円を御負担いただいて、耐震改良の計画を策定をして、計画に基づき改修する工事については120万円を限度として補助させていただいているということでもあります。

この制度によって耐震診断を受けた件数は、令和元年度から今年度まで6件ございます。全て地震の震動及び衝撃に対して、倒壊または崩壊する危険性がある住宅というふうに診断されております。

その6件のうち3件について、耐震改良工事をしていただいて、補助金を交付している。残りの3件のうち2件については、令和6年度に改修工事を行う見込みというふうになっているところでございます。

○柏倉信一議長 太田議員。

○太田陽子議員 86%の耐震化率というのは、すごい高いなと思います。ただ、あと14%の方が危険と隣り合わせで暮らしていらっしゃるのかなと思うと、ちょっと心が痛みます。

耐震化の補助金が出るなどということは、本当に分かる人しか分からないのでないかなと思います。その理解とか推進のための啓発をどうしていくかなどお伺いしたいと思います。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 我々としては、啓発活動を実際やっているというふうにも理解しておりますけれども、建設管理課の中に耐震相談窓口というものを設置をして、いろんな情報提供させていただいておりますし、また、市報とかホームページなどに掲載をして、耐震化への啓発を行っておりますほか、住宅フェアなどのイベントにおいても無料相談などもさせていただいているところであります。

また、御案内の住宅建築推進事業補助金というのがございます。いわゆるリフォーム補助でありますけれども、今年度は補助対象工事費の20%、補助上限額を24万円というふうにしておりますが、能登半島地震における家屋倒壊などによる人的被害を踏まえて、緊急対策として、鋼鉄製の防護フレームがベッド上部を覆う防災ベッドというのがあるそうですが、それを設置する工事でありますとか、部屋の中に頑丈な耐震シェルターなどを設置する工事などについて、緊急対策として、令和6年度、補助率を80%、補助上限額を30万円に引き上げる予定にしているところであります。この事業は県との連動の事業でありますけれども、積極的に御利用いただければなというふうに思っているところであります。

そういったことも含めて、引き続き耐震化の必要性について、さらに市民の皆さんに御理解をいただいて、補助制度なども活用していただければならないというふうに考えております。

○柏倉信一議長 太田議員。

○太田陽子議員 県のほうでも補助金を出すなどというのはお伺いしておりましたが、この鋼鉄製防災ベッドとかシェルターとか、具体的にどのようなものなのかというのが、ちょっとやっぱり想像がつかない。なので、ぜひこういうのですというのを、何か分かるように展示するとか、何か住宅フェアとかも大事なんですけれど

も、これから寒河江市防災訓練とか、そういうときに誰の目にも見えるような形でひとつ展示するとか、そういうことも考えてはどうでしょうか。

やっぱり私たちも自主防災組織とか、頑張れるところは、自治体、地域で頑張らなければならないと思っております。しかし、やっぱり自治体が万全の防災に力を入れるということは、そういうことが市民の皆さんの自分たちも頑張らなければならないんだという意識につながっていくのではないのでしょうか。

公助がしっかりしているから、自助も共助もできるのだと思います。ぜひ寒河江市としても、今後とも備蓄や訓練、そういう市民の安心のために備えを万全にしていきたいと思えます。

次の質問、通告番号2番、多様性を認め合う社会の実現を目指してという質問に入ります。

レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーなど、性の在り方が少数者の方々は、社会生活の中で周囲の好奇な目にさらされ、賃貸住宅の入居が困難であることなど、偏見や差別に苦しんでいる状況がうかがわれます。一緒に暮らしたいと思っても、ハードルはまだまだ高いと思われれます。

性的指向や性自認は、自らの意思に基づいて選択・変更できないものであり、これを理由とした差別や偏見は、基本的人権に関わる問題だと思います。

山形県は、1月4日、LGBTQプラスなど、性的少数者のカップルに婚姻と同等の関係性を認める県パートナーシップ宣誓制度を導入しました。この制度は、全ての県民が性別に関わりなく個人として尊重され、社会や地域において個性や能力を発揮できる山形県を目指したものです。双方、またはいずれか一方が性的マイノリティーのカップルが、お互いの人生において、お互いに協力して、継続的に生活を共にすることを約束した関係であることを宣誓したことを

証明する受領証を交付する制度で、利用できるサービスは、公営住宅の入居、公立病院の面会などの手続、生命保険の受取人、携帯電話の家族割引の適用などです。交付第1号は河北町の方と山形新聞は報道していました。

性的少数者のパートナーシップを証明する法律がない日本では、カップルの不安を和らげるために、自治体が制度を導入する意義は大きいと言われている。県内市町村での導入拡大や多様な性への理解を深めることが重要です。そこで、本市のパートナーシップ宣誓制度の導入について伺います。

県の制度を受け、市としてどのように制度を導入していくのか伺いたしたいと思います。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 県のパートナーシップ宣誓制度ですが、先ほど議員おっしゃいましたから、目的はそういうことでありますが、手続などについてちょっと申し上げますと、このパートナーシップ宣誓をされた方は、山形県のパートナーシップ宣誓制度実施要綱に基づいて、申請書及び確認書に必要な事項を記載して、住民票等の関係書類を添えて県の担当課に提出をしていただくことになっております。県において提出された書類及び本人確認などを行って、要綱に定める要件を満たしていると認めた場合に、申請書受領証を交付するということになっているわけでありまして。交付を受けた方は、受領証を提示することによって、該当するサービスを受けていただくということになっているわけでありましてね。

この宣誓制度、県内市町村では、御案内かと思いますが、県の制度の前に、令和5年4月に酒田市のほうで導入しているわけでありまして。これまで酒田市内で2件、県で3件、受領証の交付を行っているというふう聞いております。

現在、寒河江市においては、県の制度を受けて、市営住宅入居申込み、それから保育所等の

利用申込み、それから市立病院における面会や手術の同意などの手続において、県のパートナーシップ宣誓制度により宣誓書の受領証交付を受けている方に対して、その受領証によってパートナーを家族として取り扱うということにしているところでもあります。

御質問は、寒河江市において宣誓制度、独自に導入してはどうかということでもありますので、今、県の制度のこれからの利用状況などと、それから他の市町村の取組状況などを参考に検討していく必要があるというふうに考えているところでもあります。

○**柏倉信一議長** 太田議員。

○**太田陽子議員** 寒河江市にもいらっしゃるのではないかと思います。ぜひ寒河江市でも、前向きな制度導入を考えていただきたいと思います。

コロナ禍の中、生活を共にしているのに家族として認められていない事実を痛感し、不安を募らせるカップルが増えたということでもあります。入院や手術の同意など、家族としての関係性を求められる場面が身近になったことも要因ではないかと指摘されています。家族であっても面会に行けず、荷物を置いてくるだけなどというの、私も経験しました。

本市への移住など、県や他県などのパートナーシップ宣誓を受けているカップルには、県や市町村と同等の生活、不安を解消できるのか。先ほどお伺いしたのにお答えはあったと思いますが、再度お伺いいたします。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 不安解消のための取組ということではありますが、先ほど申し上げましたとおり、各種サービスなどの申請において、パートナーシップの宣誓書受領証の提示によって、スムーズに手続が行われるような環境整備というものを整えていかなければならないというふうに思っております。

現在、市役所では性的少数者に対して配慮な

どが必要なサービスについて、全庁的に検討を行っているところであります。今後、運用指針などの策定を行って対応してまいりたいというふうに考えているところであります。

他県などにおいて、パートナーシップ宣誓受領証の交付を受けている方が本市に転入した場合などの取扱いについてでありますけれども、それは転入前の自治体と十分連携を取りながら、また、県の指導などもいただきながら、適切に対応していきたいというふうに思っているところでもあります。

寒河江市としては、引き続き、各種情報などを十分収集をしながら、性的少数者の方が不安なく生活できるようなサービスの充実について努めていきたいというふうに考えているところでもあります。

○**柏倉信一議長** 太田議員。

○**太田陽子議員** 性的少数者への差別解消のための啓発活動など、まず必要なのは啓発活動や相談窓口の設置だと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 差別解消については、国・県などから情報をいただきながら、我々としても適宜市報やホームページなどで啓発を行っていききたいというふうに考えているところであります。

それから、窓口でありますけれども、現在は県の多様性・女性若者活躍課に設置をされているということでもあります。また、厚生労働省においてもホットライン相談を行っているわけですが。市における相談窓口の設置については、先ほど申しましたけれども、今後の運用の指針など策定の際に、相談の状況でありますとか、他の自治体の対応事例などについて、十分見極めながら検討していきたいというふうに考えているところであります。

○**柏倉信一議長** 太田議員。

○**太田陽子議員** 早急に考えていただけることを

期待しております。

次に、教育現場における啓発についてです。

以前、学校教育の中で、L G B T Qについての啓発や理解について、取組など重要であり、実施してほしいと質問いたしました。

令和5年6月、L G B T Q理解増進法が施行されました。トランスジェンダーの方への差別的な面が強調され、入浴やトイレの問題が国会でも議論されていました。トイレは全て個室にすれば問題ない。温泉なども個室化すれば特に問題ないなど、国会中継を見ていて思いました。強烈な差別意識があるのだと感じました。

このような差別をなくせるよう、寒河江市としては学校で取り組んできた差別をなくす取組などお伺いしたいと思います。

○**柏倉信一議長** 佐藤教育長。

○**佐藤志津男教育長** おはようございます。

様々な差別をなくし、多様性を認め合う社会の実現を目指すために、市内の小中学校においても取組を行っております。

具体的には、これまで学校教育の中で、当然のように性別を想定、前提にしてきた、例えば、男女別の名簿やげた箱、ロッカー等について、令和4年度から男女混合のものに移行いたしました。

また、女子生徒の制服についても、女子生徒はスカートを着用するという制限をなくして、新入生向けのオリエンテーションや年度当初に生徒への説明を行っております。

さらに、生徒会等の役員の選出についても、性別にとらわれることのない選出方法を実践している学校もあります。

また、学校教育全般において、偏見や差別のない社会を構築できるように、子供たちの資質、能力の醸成に努めております。

例えば、中学校の社会科の公民の授業では、男性も女性も対等な立場で活躍できる社会をつくることが求められていること、また、性の意

識は人によって様々であり、性的マイノリティーの方々が生活する上で不利益を受けることがあるけれども、こうした差別は許されないということなども学んでいるところです。

○**柏倉信一議長** 太田議員。

○**太田陽子議員** 随分進んできたなと思います。ぜひこれを継続していただきたいんですけども、今後の取組、これからどうしていくかなどお伺いしたいと思います。

○**柏倉信一議長** 佐藤教育長。

○**佐藤志津男教育長** 学校においては、お互いの個性や多様性を認め合って、安心して授業や学校生活が送れるような風土を、教職員の支援の下で児童生徒が自らつくり上げるというふうにすることが大切です。そのためには、教職員と児童生徒が互いに意見を述べたり、他者との対話や議論を通じて考える機会を持ったりすることが大変重要なことだと捉えております。

そうした中で、例えば、今年度は陵西中学校において、生徒会、そして教職員が話し合いを重ね、頭髪についてのルールの見直しを行いました。これまでは、前髪、後ろ髪、耳にかかるなどの項目で、男女ごとに細かく規定されていたものを、中学生らしく学校生活に適した髪型というふうにして、生徒会、教職員の話し合いの後には保護者へのアンケート調査も実施しました。また、今後は下着や靴下等の服装についても、見直す予定であるようです。

教育委員会として、このような取組が他の小中学校にも広がるよう周知してまいりたいというふうに思います。

また、教育現場における性的少数者への差別解消のためには、教職員が性的少数者について知識をしっかりと持ち、正確な知識を基に様々な場面で柔軟な対応が必要です。

先日、文化センターで開催された西村山地区学校保健大会では、「色々な性と安全な学校」というテーマで山形大学の池田先生から講演い

いただきました。私も大変勉強になりましたけれども、市内の小中学校の養護教諭の皆さんも参加していますので、各学校でそのときの資料を配付し、伝達講習等を行うよう指導していきたいというふうに思います。

性的少数者の児童生徒が何か困ったときに、この先生ならば相談しても大丈夫だというふうに、信頼されるような教職員を増やしていくことが大切であるというふうに考えます。

文部科学省が発行している、生徒指導に関する基本書である生徒指導提要が令和4年に改訂されました。その中では、新たに性的マイノリティーに関する課題と対応についても書かれています。これまでも何度か寒河江市校長会で生徒指導提要の活用について話をしてきましたけれども、今後とも引き続き指導してまいりたいというふうに思います。

○**柏倉信一議長** 太田議員。

○**太田陽子議員** 大変進んできているということを実感しました。しかし、まだ頭髪の問題なの、まだ下着の問題なのというの、ちょっとびっくりしました。もう学校に行かなくなって何十年なので。私の子供たちが学校に通っている頃のがまだちょっと残っていたのかなど、ちょっとがっかりしたところもありますが、しかし、前向きに考えれば進むということなので、ぜひ学校の現場では、あなたはあなたのままでいいんだということとか、もう性自認が自分は女のあれだけれども、やっぱり男なのかなとか、そういうことがオープンにできるような環境づくり。アメリカとか進んでいる私立の学校などでは、もうそういうことがオープンにできる環境ができているというところもあるようです。

ぜひ私たち地域とか、地域の住民とか、高齢者の方なんかは、やっぱりまだまだ偏見があって、男らしく、女らしくと押しつけているという環境、家庭でもあるのではないかなというのは思います。ぜひ、そういうところから醸成して

いって、国全体、市全体がそういう方を受け入れる。1人も取り残さないと市長がいつもおっしゃってくださっているので、そういうところも考えながら、ぜひ教育の現場でも進めていただきたいと希望します。

あと2分ありますので、実は、このたび学校統廃合の問題について、全国集会に参加してまいりました。寒河江市で行っているようなことは、全国的にあるというのを大変実感してまいりました。

文科省は、本当に田代と幸生が4つも5つもあるような岐阜県恵那市で1校にまとめようとしておりました。しかし、片道1時間以上かかるバス通学、やっぱり子供も大人も大変だ、子供が大変だと声を上げているなど、いろいろな事例が報告されておりました。次回、それについてまた質問させていただきますことを予告して、今回の質問を終わります。ありがとうございました。

太田芳彦議員の質問

○**柏倉信一議長** 通告番号3番、4番について、13番太田芳彦議員。

○**太田芳彦議員** おはようございます。さわやか・立憲クラブの太田でございます。よろしくお願いいたします。

令和6年たつ年で、今年こそはすばらしい年であってほしいなどの願いもむなしく、1月1日の夕刻に能登半島地震が発生し、津波や火災で多くの方が被災されました。亡くなられた方、けがをされた方には、お悔やみとお見舞いを申し上げます。皆様方の一日も早い復興をお祈りいたします。

それでは、通告番号3番、フレイルチェック事業について質問をさせていただきます。

令和5年10月16日から18日まで、厚生文教常任委員会、千葉県松戸市、東京都昭島市、

神奈川県大和市、埼玉県富士見市と、4つの県で視察をさせていただきました。主に子育て、高齢者に関する内容で、いずれも中身の濃い視察でありましたが、その中でも埼玉県富士見市のフレイルチェック事業に関心を持ったことから、今回の一般質問に取り上げたところでございます。今回の視察を通して、高齢者が健康で長生きするためには必要不可欠な事業と思い、質問をさせていただきます。

皆さん、フレイルという言葉をご存じでしょうか。フレイルは虚弱という意味で、健康と介護の間に位置して、人は健康から直接要介護にはいかないのです。多くはフレイルを経て介護になると言われています。しかし、フレイルという言葉は、まだ一般的に知られていません。まずは啓発することが必要ではと考えます。

東京大学高齢社会総合研究機構の飯島勝矢教授の下でフレイルについて調査をしています。その調査から、栄養、運動、社会参加という3つの柱があること、身体が衰える最初の入り口になりやすいのは社会参加への減少であることなどが明らかになっています。

厚生労働省も、フレイルについて重点改革事項としたとのことであります。健康長寿社会を実現するための重要なキーワードであります。

まずは、フレイルとはどういうことなのか、また、その定義について伺いたいと思います。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** フレイルでありますけれども、定義については太田議員御指摘のとおりだというふうに思いますが、英語のF r a i l t yが語源となった日本語訳であります。虚弱を意味する言葉であります。

そして、御指摘のとおり、高齢者の多くの方は、健康な状態からフレイルの段階を経て要介護状態に陥るというふうに考えられているところであります。

このフレイルというのは、単に筋肉の量や機

能が低下する身体の衰えだけではなくて、心や認知の衰え、社会性の衰えなど、多面的な複数の要素が絡み合い、負の連鎖を起こす特徴があるというふうになっております。

しかし、フレイルは自立した状態を保持する予備能力と低下した機能を戻すことができる可逆性があることから、加齢とともに悪化する一方ではなくて、予防や状態に応じて適切に対応していくことによって、心身状態の維持改善ができるというふうに言われているところであります。

以上です。

○**柏倉信一議長** 太田議員。

○**太田芳彦議員** ただいま答弁をいただきました。ありがとうございます。

今回、質問するに当たりまして、本市の高齢者数をはじめとする人口に関して調査しておりますので、報告いたします。数字は令和5年4月1日現在です。

まず、本市の高齢者数が1万2,930人で、本市の人口の約32.3%です。次に、要支援認定者数は330人で、要介護認定者数が1,774人、そして、独り暮らし高齢者数ですが1,604人で、本市の高齢者数の約12.4%を占めております。最後に、本市の100歳以上の人数であります、34人おるということでございました。

国連の推計によれば、2050年までに、日本の100歳以上の人口は100万人を突破する見込みだとの学説もあるそうです。今、50歳未満の人たちは、100年生きるつもりでいたほうがよいと思います。

我が国は、世界で高齢化が最も進んでいますので、日本のこれからの経験を他の国々が見守っていると言われております。高齢化が最も進んでいるということは、裏を返せば、対応するためには残された時間が少ないということにもなります。今すぐ新しい行動に踏み出し、高齢化時代への対応策を始める必要があります。

高齢化により老いて衰えて生きる年数が長くなるのではなくて、大半を健康に生きる、若々しく生きる年数を長くしなければいけないと思いますし、だからこそフレイル対策、フレイル予防が必要だと私は考えます。

そこで、本市ではフレイル予防としてどのような活動を行っているのかお伺いします。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 寒河江市におきましては、広く市民の皆さんに伝えるフレイル、介護予防に関する啓発、普及啓発活動というものをこれまでも実施をしております。

毎年、介護予防市民公開講座というものを開催させていただいておりますが、令和5年度は、講師として、介護費用の減少や令和3年度の健康長寿日本一の実績のある大分県の担当者の方から、フレイル対策の必要性について、市内3会場つないでのリモート研修会を開催をしていただいて、多くの市民の皆さんから参加をしていただいたところであります。

御案内のように、市内には元気広場、高齢者サロンでありますとか、百歳体操グループなどの集いの場というのが40か所ございます。自主的に介護予防の取組を継続しているところでありまして、定期的な、市としても必要に応じて支援を行っているところであります。

また、個人の介護予防活動を支援する仕組みとして、元気づくりポイント制度なども実施をしておりますし、また、令和5年度よりは、議会でも御報告申し上げましたが、認知症アプリでの介護予防なども実施をしているところであります。早期に適切な支援につなぐための効果的なアプローチとして、基本チェックリストというものを活用して、フレイル改善の必要性の高い対象者を把握をして、個別支援あるいは健康教室などを提案して実施をしているということです。

今後とも、心身の健康状態あるいは生活状態

に応じた様々な介護予防、自立支援のための事業展開などを進めていきたいというふうに考えているところであります。

○**柏倉信一議長** 太田議員。

○**太田芳彦議員** 答弁をいただきましたけれども、活動としては、フレイルの研修をリモートで行ったり百歳体操を行っている、健康ポイント制度なども導入しているということで、多くの活動はやっているのかなと思ったところでございます。

富士見市では、自分では気づきにくい衰えを客観的な手法により自覚し、自ら介護予防活動に取り組むきっかけをつくるとともに、虚弱層を発見し早期に介入できる仕組みをつくり、また、高齢者がフレイルサポーターになることで、社会参加と地域での活躍の場を新たに設け、健康長寿を実現するまちを目指していくことを目的にしているとのお話でございました。私の年代の方たちが先輩たちをサポートして、健康長寿に貢献することは、一市民として大切なことだと思いますので、まだまだ啓発が必要と感じています。

高齢期には心身に様々な変化が生じるものの、自分自身で気づき対策を取ることは難しいのが現状です。心身を衰えさせやすい生活についての認識を持ち、予防対策を取ることで健康を維持できるというフレイル予防の考え方を普及啓発することが、大変大事なのではないのでしょうか。

質問の最後になりますが、視察地の富士見市でも取り入れている東大式フレイルチェックの導入について伺いたいと思います。

東大式フレイルチェックとは、東京大学高齢社会総合研究機構がプログラムを開発し、住民による住民のためのフレイル予防を全国に展開している。開発したフレイルチェックのシートを使って、というのは、こういうものでありますけれども、（資料を示す）これは東大さんで

出しているフレイルチェック表でございます。
あとアンケートなども、同じく東大で出しているというものでございます。フレイルチェックのシートを使って、同じ測定、同じアンケート等を実施し、健康の輪を全国で広げようとしている事業でございます。

全国26都道府県、101市区町村が導入しているということでございますが、山形県はゼロ件と聞いています。

最後の質問になりますが、本市でも東大式フレイルチェックを導入し、フレイルの予防に力を入れるべきと考えますが、御所見を伺います。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** ただいま議員から御指摘ありました、東大式フレイルチェックに基づき作成されております東京大学高齢社会総合研究機構のフレイルサポーターによる地域活動であります。本市の場合は介護予防サポーターによる地域活動として実施をしているところでございます。

本市の場合、平成27年度より介護予防サポーター養成講座を実施をして、フレイル予防に関する運動、栄養、口腔機能、認知機能などを学び、講座修了後は、介護予防サポーターとして様々な介護予防活動に取り組んでいただいているところであります。

現在、60歳から70歳代を中心に82名の方が登録をしており、令和5年度は、新たに老人福祉センターやフローラ・SAGAEを会場に、地域介護予防活動を実施するなどの活動の輪を、幅を広げているところであります。

また、高齢者のフレイル兆候への気づきを促す客観的数値として、握力測定、それから5メートル歩行、タッチアンドゴーなどの体力測定を実施をして、参加した高齢者が自分自身の身体の状態をチェックすることで、改善への意識や行動を変えていくきっかけとなるよう働きかけを行っております。

市が実施をしておりますのは、国の介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインというのがありまして、これに沿った取組をしているところであります。

これは東大式のイレブンチェックと同様なフレイルチェックの内容を含んで、さらに運動機能、食生活等栄養状態、それから口腔機能、閉じ籠もり、認知機能、抑鬱気分項目を加えた25項目から構成をされて、こういうチェックリストがあるんであります。資料を示す構成されている基本チェックリストを活用して、総合的な生活機能全般の機能低下を把握するものになっているところであります。我々としては東大式フレイルチェック同様の効果が得られているというふうに考えているところであります。

ちなみに、本市の令和4年度末における65歳以上の要介護認定率というのは16.5%、要介護認定者数というのは2,163人になっております。この事業開始当時の平成27年度は、要介護認定率19.7%、要介護認定者数2,399人で、それが令和4年度の数字になりますと、どちらも減少傾向になっているところであります。

これは日頃の介護予防に関する取組でありますとか、本市の介護予防対策の成果なのではないかというふうに考えているところでありますので、今後とも引き続き、これらの介護予防事業推進をして、健康寿命の延伸を図っていききたいというふうに考えているところであります。

○**柏倉信一議長** 太田議員。

○**太田芳彦議員** フレイルサポーターも82名おるということで、いろんな事業もやっているということで安心はしましたけれども、ただ、やはり、私、東大式を導入したらということは、やっぱり健康の輪を全国的に広げる、同じ目線で、目標がここということでやっていくということも非常に大切なことのような気がします。

そして、早くから介護予防活動に取り組むには、心身の機能低下に対して、早期に介入する

仕組みづくりが求められています。また、富士見市では、予算的にも76万円程度ででき、何よりも我々のような少々元気さが残っている高齢者がサポーターになって、フレイルの心配がある高齢の方の手助けをして健康の一助となれば、お互いに健康に対する意識が上がるのではないかと。そのためにも、ぜひ東大式を導入して、健康で長生きできる寒河江市であっていただきたいとお願い申し上げ、フレイルに関する質問は終わります。

次に、通告番号4番、中学生の部活動改革についてお尋ねをしたいと思います。質問に入る前に、1月の30日、議会広報委員会と寒河江高校生徒会19名の生徒さんによる意見交換会を開催しましたので報告いたします。

今回の意見交換会は、ワールドカフェ方式での開催で、私たちが昨年の8月に2日間研修を受けての初の実践でございましたが、太田陽子委員の司会で、それなりにできたのではとの感想でございます。

中身に関しましては、1つには寒河江のよいところ、2つには寒河江の悪いところ、3番目が寒河江の10年後について話し合いが行われました。政策提言や要望に結びつけたらとの意見もありましたが、そこまで仰々しくしなくてもとの話もありましたので、私の一般質問の中で、特に市長と教育長に、ぜひ5月号のLetterを読んでいただきたいとお願いするということがございましたので、ぜひ読んでいただくようお願いをしたいと思います。

それでは、質問に入ります。

令和5年度より、休日の部活動を段階的に地域のクラブ活動に移行していく。この取組に関して、過去にはなかった大きな改変であり、地域や子供たち、保護者からも不安の声が上がっているのが実情です。

部活動改革については、国のほうも何度も方針を変更するなど、教育委員会も含め、本当に

大変だったろうと思っております。

私は、現在、寒河江市ソフトボール協会の会長を務めておりますので、部活動改革につきましては何回か説明を受ける機会があつて、大体のところは理解できましたが、多くの市民の方は理解ができていないのではないかと思います。部活動改革について一般質問をさせていただきます。

私は、今まで、中学校は勉強と部活をするところと思っておりましたので、学校が休日の場合は部活も休みとのことでございますが、どのような背景から部活動改革に至ったのかを伺いたい。

○柏倉信一議長 佐藤教育長。

○佐藤志津男教育長 部活動改革の背景ですけれども、これまでの部活動は、顧問の教師の指導の下に、そして教師の献身的な支えにより学校教育の一環として行われてきました。また、部活動は、体力や技能の向上以外にも、異年齢の生徒同士の交流、そして生徒と教師の好ましい人間関係の構築を図って、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養など、多様な学びの場として教育的意義を有してきました。

しかし、少子化の進展、教員数の減少、部活動数の減少等により、部活動をこれまでのように持続することが大変難しくなってきました。加えて、生徒側から言えば、単一の学校でチームを組むことができないということ、それから、学校に入りたい部活動がないこと、専門的な指導を受けることができない場合があることなどの課題があります。教師側から見ても、時間外勤務時間の理由の多くが部活動指導であること、競技や種目の経験のない教師が指導せざるを得ない場合が多いこと、休日でも部活動の指導を求められることなどの課題が挙げられます。

こうした状況を受けて、文部科学省から、持続可能な部活動と教師の負担軽減、この両方を

実現できる改革が必要というふうな観点から、休日に教科の指導を行わないのと同様に、休日に教師が部活動の指導に携わることが必要ない環境を構築すべきであること、また一方で、休日の部活動に対する生徒の希望に応えるため、休日において部活動を地域の活動として実施できる環境を整えることが重要であるというふうな方向性が出されました。

子供たちが将来にわたってスポーツ、文化芸術活動に継続的に親しむ機会が確保できるように、学校と地域が連携して、持続可能な活動環境の整備が求められています。

また、教師の働き方改革の面からも、部活動改革が進められている状況です。

○柏倉信一議長 太田議員。

○太田芳彦議員 答弁をいただきました。

これまで教育活動の一環として考えられてきました部活動の運営が、少子化など昨今の様々な状況により難しくなってきたようです。そんな状況を改善するために、部活動の地域移行を推進することが文部科学省の方針で決まったとのことですが、そこでお尋ねします。

部活動改革の目的はどういったものか伺いたい。

○柏倉信一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は11時10分とします。

休 憩 午前10時56分

再 開 午前11時10分

○柏倉信一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤教育長。

○佐藤志津男教育長 部活動改革の目的については、山形県としては、生徒にとって望ましいスポーツ、文化芸術環境の構築と教師の働き方改革の推進の両立を挙げています。

これは、先ほども申し上げましたように、少子化が進展する中、学校の部活動をこれまでと同様に、同様の体制で運営していくことが難し

くなってきており、学校や競技等によっては存続が厳しい状況にあるためです。

また、専門性や意思にかかわらず、教師が顧問を務め指導するこれまでの指導体制を継続することは、学校の働き方改革が進む中、より一層厳しくなっています。

そこで、将来にわたり生徒がスポーツや文化芸術活動に継続して親しむことのできる環境づくりが求められています。

寒河江市におきましても、生徒の主体性を育む活動を支援するため、生徒自身が選択し、参加できるスポーツや文化活動環境を整えること、また、教員の時間外勤務時間の削減を目的としているところです。

○柏倉信一議長 太田議員。

○太田芳彦議員 確かに、我々も教職員の働き方改革と言われますと、一概に反対なんだということも言っていられないのかな。何か先生に成り手がないなんていう、そっちこっちから聞こえてきております。そんな意味からも、部活動改革も必要なのではないかなと思っているところでございます。

令和5年5月31日に行われました寒河江市中学校部活動改革検討委員会の資料を見て質問をさせていただいておりますが、寒河江市の方針として、令和5年度の新中学1年生から学校部活動は任意加入とすると書いてありましたが、寒河江市の中学校部活動の任意加入の状況について伺いたいします。

○柏倉信一議長 佐藤教育長。

○佐藤志津男教育長 部活動の任意加入についてですけれども、活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われる活動であり、任意加入が前提であります。しかし、これまでは学校の方針として、全生徒が原則として部活動に加入するというふうにしていました。

今年度より、寒河江市内の中学校では、新入生の部活動への加入は任意とし、2・3年生に

についても部活動の継続について意思確認をしたところです。

その結果、令和5年6月末の状況としては、市内の中学校の生徒1,050名のうち、運動部文化部に加入している生徒は919名で約87%、外部の地域クラブ等へ加入している生徒は93名で約9%、無所属の生徒は38名で約4%というふうになっております。

なお、1年生では、既存の部への加入が約82%、外部のクラブ等への加入が約11%、無所属の生徒は約7%となっています。

これまでは何らかの部に籍を置きながら外部で活動していた生徒もいたわけですが、今年度からは、すっきりとした形で外部での活動に集中できる状況というふうになっております。

○柏倉信一議長 太田議員。

○太田芳彦議員 ただいま任意加入の状況について伺いましたが、部活動に入部しないで高校受験に打ち込むんだというようなことであれば分からなくもないんですが、ゲームに没頭したり非行に走ったりしたら本末転倒でありますので、その辺は十分気をつけていただきたいと思います。

次に、休日の生徒の活動が地域クラブに受け入れられることにより生じるメリットとデメリットについて伺いたいと思います。

○柏倉信一議長 佐藤教育長。

○佐藤志津男教育長 休日の生徒の活動が地域クラブに受け入れられることにより生じるメリットについては、生徒が学校にある部活動の種目に限らず、自分の好きな競技や活動を選択することができること、また、平日は学校での部活動に参加して、休日は別のスポーツや文化活動に参加することも可能となること、生徒が専門の技術を持つ指導者から指導を受けることができること、また、教師の働き方改革が進み、ゆとりが生まれることなどが挙げられます。

一方、デメリットとしては、生徒が活動できる地域クラブの指導者や受皿の確保が容易でないこと、地域クラブ等へ加入すると、指導者への謝金、会場使用料、保険の加入などで活動費用が必要となり、保護者の経済的負担が出てくこと、活動場所への移動手段が課題となること、また、地域クラブの指導者側としては、生徒への指導について不安を感じるというふうなことなども考えられます。

なお、教育委員会としましては、デメリットの解消のため、各種競技団体や芸術文化団体への受皿としての働きかけを行っています。また、会場使用料等の減免の検討や、指導者講習会の開催等の計画をしているところです。

○柏倉信一議長 太田議員。

○太田芳彦議員 やはりデメリットとしては親御さんの経済的な負担、この辺があるようでございますけれども、でも、大リーガーの大谷翔平さんを見ていますと、10年で1,000億円、こんな選手が育つわけでございますので、親御さんが、やっぱり経費を使ってもこういう選手を育てるんだというのであれば、それもやっぱり地域クラブに移行するというのもうなずけるというところでございます。

私はソフトボールに関係しておりますが、ソフトボールを例に挙げると、現在の部活動との違いや西村山の枠組みはどのようになるかについて伺いたいと思います。

○柏倉信一議長 佐藤教育長。

○佐藤志津男教育長 現在、部活動は、基本的には学校ごとに活動しており、練習や練習試合を行い、各種大会等へも参加しています。しかし、部員数の減少により、今年度の中体連の大会では単独校での出場ができない状況も見られました。ソフトボール部に関しても、合同チームで出場したチームが複数ありました。

今後、西村山の枠組みがどのようになるかについてですが、地域クラブができた場合

には、生徒は学校の部活動と地域クラブの両方に所属することもできます。

ただ、中体連主催の大会に参加する場合は、どちらから出場するかをあらかじめ決める必要があります。1人1競技、1つの所属からの出場となります。そのほかの各種大会の場合には、それぞれの大会要綱に従っての出場になると思います。

学校の部活動に所属している生徒数や地域クラブの人数、生徒の考え方、また、地域クラブの県中体連への登録の有無等によっても枠組みは変わっていくというふうに想定されます。

○**柏倉信一議長** 太田議員。

○**太田芳彦議員** コロナ禍で開催されなかったこともありました。西村山ソフトボール協会主催による中学生のソフトボール大会を郡大会の前哨戦として行っておりましたが、近年、ソフトボールのチーム数が大幅に減っています。廃部が朝日中と西川中、単独でチームをつくっているのが陵西中のみでありまして、混成チームが陵東中プラス大江中、陵南中プラス河北中でありまして、今年度、郡大会に出場予定チームは3校とのことでございました。近い将来は1校になることも考えられると指導者が言っておりましたが、これからどうなっていくのか心配であります。

次に、各種大会への参加についてでございますが、各競技の部員数が減り、今までのように単独の学校では出場しにくくなる、選抜チームのようになるのではないかと心配しておりますが、その部分に関しては、どのように変わっていくのか伺いたいと思います。

○**柏倉信一議長** 佐藤教育長。

○**佐藤志津男教育長** 現在は、中体連主催の大会の団体競技では、部員数の減少により単独校での出場ができない場合は、各競技の専門部で、学校同士をつないで調整して、合同チームを組んで大会に出場することもあります。

また、今年度より、地域クラブが中体連主催大会に出場することが可能となり、出場する際には、県中体連に地域クラブとして登録をすることが必要になりました。

地域クラブが中体連主催大会へ団体競技で参加する場合は、現状では地区大会からの参加ではなく、県大会からの出場となります。県大会の出場枠に地域クラブの出場枠が新たに設けられました。地域クラブが県内に複数ある場合は、地域クラブの出場権を獲得するために、地域クラブ同士で予選会を行う必要があります。また、地域クラブ所属であっても、個人種目については地区大会からの出場を認められています。そして、先ほども申し上げましたが、生徒は中体連主催大会に出場するに当たり、5月中旬に学校の部活動と地域クラブのどちらで出場するかを決めなければなりません。

今後も、地域クラブに加入しなくても、学校単位や合同チームとしての大会への参加は可能ですし、地域クラブから他校の生徒と一緒にチームを組んで出場することもできます。ただし、それぞれどれくらいの生徒が加入するかは分かりませんので、どのような形で大会への参加となるかは、予測し難いといったところでございます。

○**柏倉信一議長** 太田議員。

○**太田芳彦議員** 皆さんが心配しておられるのは、これからの大会が素人の大会でなくて、プロチームの支配下にあるジュニアチームの大会になるのではとの懸念からのようでございます。

次が最後の質問になりますけれども、本市の部活動改革の進捗状況について伺いたいと思います。

○**柏倉信一議長** 佐藤教育長。

○**佐藤志津男教育長** スポーツ庁では、令和5年度から令和7年度の3年間で部活動改革の推進期間として、部活動において地域連携、地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な

限り早期の実現を目指すというふうにしており
ます。

寒河江市においては、令和4年度より部活動
改革検討委員会を設置し、令和4年度に4回、
令和5年度には5回会議を開催しました。主に
生徒の休日の活動場所となる地域クラブの創設
や、指導者の確保と質の保証などについて協議
してまいりました。

検討委員の働きかけや、市教育委員会として
の説明や依頼を行い、受皿となることを検討し
ている競技団体や芸術文化団体は少しずつ増え
まして、地域クラブ化を目指して、実際に活動
を始めている団体も見られる状況です。

来年度は、そうした団体の運営体制を整備で
きるよう、スポーツ庁の実証事業への参加を検
討していきたいというふうに考えております。

これから地域クラブの活動が盛んになると、
教育委員会と部活動、地域クラブの間で連絡調
整が大切になってきます。その連絡調整を専門
的に行う部活動コーディネーターの配置も併せ
て進めていきたいというふうに考えております。

また、寒河江市の方針や今後のスケジュール、
学校、地域クラブ、市教育委員会の役割等を明
らかにした寒河江市における部活動改革のガイ
ドラインを、令和6年3月、今月ですけれども、
今月に策定する予定となっています。

今後については、令和7年6月までは、休日
の部活動の活動日数を段階的に減らし、令和7
年7月からは、休日の部活動は行わないことと
しているところです。

生徒の主体性を育み、生徒のよりよいスポー
ツ、文化芸術活動環境を構築するとともに、教
師の働き方改革の実現につながるよう、着実に
部活動改革を進めていきたいというふうに考え
ております。

○**柏倉信一議長** 太田議員。

○**太田芳彦議員** この部活の地域移行というのは、
また、この課題というのは、もちろん舞台は学

校だと思うんですが、これは学校だけ
の課題ではなくて、地域全体の課題というふう
に捉えることで、前向きな期待、変化がもたら
されるし、地域にももたらされる非常によい機
会になるというふうに認識しておりますので、
ぜひ教育課だけで抱え込むというよりは、まち
づくりの中にどういうふうにそれを生かしてい
くのかということまで発想しながら進めてい
っていただきたいと思います。

ぜひ大変な問題であります、子供たちのた
めに頑張ってくださいようお願いして、私の一
般質問を終わります。ありがとうございました。

月光裕晶議員の質問

○**柏倉信一議長** 通告番号5番、6番について、
5番月光裕晶議員。

○**月光裕晶議員** 月光裕晶です。よろしく願ひ
いたします。

通告番号5番、保育施設のこれからについて
質問をさせていただきます。

1年ほど前に、新聞に山形県は4年連続待機
児童ゼロと書かれておりました。ぱっと見はと
てもすばらしいことだと感じますが、続く文章
に、そのうち203人は申し込んだものの、入所
を保留したとありました。その保留した203人
は統計から除外されているそうです。

それから2か月後の新聞に、県外から移住し
た子育て中の親に関する投書がありました。移
住するに当たり、待機児童ゼロということを通
べた上で移住したが、近くに空きのある預けら
れる保育園がなかった。県庁や市役所に聞いて
みたところ、待機児童のほかに保留児童という
カテゴリーがあり、希望する園に預けられない
のは保留ということであり、待機児童には当た
らないということでした。市内のどこかには空
きがあるのかもしれないですが、その保護者や
家族にとっては現実的に通えないから、預けら

れないのと一緒だということでありました。これは寒河江市のお話ではないのですが、全国的にこういった事例が多くあるようでございます。

こうして見ますと、待機児童ゼロとは、単に入園の申込数がトータルでの受入れ可能な数を下回っただけと取れます。

令和4年12月の議会において、後藤議員が新しい保育園に入園希望者が増加する傾向にあると発言しており、私も同じように感じております。

今、本市では、なか保育所、南部ひまわりこども園、柴橋おひさまこども園、そして、来年度に完成予定の寒河江にしねこども園と、新しい園が多くできている状況にあります。

そこで、ここ数年の入園希望者数の推移と、希望する保育園に内定をもらえなかった保留児童の人数と、併せて、その児童はどのような選択をしたかお伺いいたします。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 寒河江市が入所を決定する保育施設の入園希望者でありますけれども、令和4年度は332人、令和5年度は357人、令和6年度は294人でございまして、各年度の4月1日現在における待機児童数はゼロということでございます。

御質問の令和6年度において希望する保育施設に内定をもらえなかった児童は37人でございます。うち22人が希望外の保育施設に入所、14人が幼稚園や認可外保育施設に入所、残り1名については家庭内保育を選択したと聞いているところでございます。

○柏倉信一議長 月光議員。

○月光裕晶議員 やはり希望外の方が結構いらっしゃるようで。実は私も、2年連続ですが、希望のところに入ることができず、それはそれで仕方ないことでございますし、私のこの市役所に来る途中の保育園に入れさせていただいてるので、特に私のほうでは全く不便は感じては

いないのですが、中には結構特殊な事情を持った方もいらっしゃるようでございます。

そこで、入園に関わる入園判定の優先事項についてお聞きしたいと思います。

私は柴橋地区の在住であるため、どうしても柴橋地区の保護者の方の声を多くいただく機会があります。ですので、柴橋地区のことを例にお話するのは情報に偏りがあるかもしれませんが、市民の切実な声と思って受け止めていただければと思います。

去年もそうでしたが、また今年も、柴橋おひさまこども園がございまして、入れなかったという声が数件寄せられました。先日、担当課から頂いた資料によりますと、現在、おひさまこども園には、柴橋地区の子供より寒河江地区の子供のほうが多く通っているという状況にあります。そして、その地元の地区の子供は通うことができていない。こういった状況を知った保護者や地区民はどう思うでしょうか。

そうってしまったことにはいろんな要因があると思うのですが、例えば、自宅から職場の間にその保育園があるというのは、希望する理由にしっかりなるとは思います。しかし、おひさまこども園がある場所は、寒河江の地区でも、大江町寄り、朝日町寄りのちょっと離れたところでございます。そういった市町村に通勤する場合であれば、理解はできるのですが、全てがそういうわけではないと思います。やはり施設が新しいから希望する方が増えた結果ではないかと思います。

担当課の職員の方も御存じかと思いますが、入園できずに、隣の市町村の幼稚園に行く子供がいるような状況であります。先ほどの新聞の投書も、最後は、市や県は待機児童ゼロを宣言しているが、このように保留とされている人や不便を我慢して送迎している人がいることをどう受け止めているのだろうかと締められていました。

こういった新しい施設に希望者が多くなり、地元の希望する子供たちが通えないという状況は、地元に住む住民はもちろん、転入を検討している小さな子供を持つ家族などには、かなり重大な問題ではないかと思います。保育士の方も、やはりこのような状況は少しおかしいのではないかと感じているようです。

この件に関しまして、前回、後藤議員が質問されたことと同じ内容になってしまうかもしれませんが、改めて御所見をお伺いしたいと思います。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 子育てと仕事の両立を支援していくために、保育施設の果たす役割というのは大変重要なわけであります。

入所施設の決定ということについてでありますけれども、月光議員御指摘のとおり、令和4年第4回の定例会で後藤議員からの御質問に回答しているのでありますが、重複するところもあるわけでありまして、改めてお答えをしたいというふうに思います。

入所施設の決定に当たっては、保護者の状況というものを点数化させていただいているわけでありまして。細かく申し上げますと、一月の就労時間数によって点数が異なっております。また、疾病や障がい、介護や看護を行っているという状況によって基本点数が決まってくるということでもあります。また、申請児童や兄弟などの方に障がいがある場合には、その状態に応じた点数が基本点数に加算されるということもありますし、また、家庭の状況、例えば一例を申し上げますと、兄弟が現在利用している保育施設と同じ保育所の入所を希望する場合には、調整点数として基本点数に加算をするということになっておりまして、その点数に基づいて入所決定を行っているところでございます。

ただ、保育施設というのは、おおむね各小学校単位に満遍なくあるわけで、大体均等にある

んでありますけれども、御案内のとおり、地域、地区ごとに人口には偏りがある、均等ではないところがありまして、新しい保育施設や通勤に便利な市の中心部にある施設に希望が集中する傾向が見られるところであります。そういったことから、厳しい御指摘をいただいておりますけれども、必ずしも自宅や職場の近くの保育施設に通うことができる状況にはない場合もあるということでございます。

市としては、保育に欠けるお子さんを預かるということでありまして、基本的に、あくまで保育の必要性を第一として、点数が高いほうから決定をしていくということになりますが、ただ、希望との兼ね合いもあるわけでありまして。

先ほどお話ありましたが、多くの宅地が分譲された内の袋とか小和田地区というのは、柴橋おひさまこども園に比較的近いということで、現在、希望施設の上位に柴橋おひさまこども園が選ばれているというふうにも我々は思っているところでございます。

保育施設の希望は、現在、第5希望まで受け付けさせていただいております。そういったところで、先ほど点数化をして、同一点数になる場合も出てくるわけでありましてね。その際は、複数の判断項目などを設定して判断をしていくということになりますけれども、学区内にあるということについても判断項目の一つとして活用させていただいているというふうに思います。

月光議員からもありましたが、学区内の保育施設に通わせたいという保護者の皆さんの希望というものは、切実な希望というのは、大変我々としても理解できるところでありますし、大変苦しい選択をしなければならないということになりますけれども、引き続き、提出された申請書の内容などを丁寧に丁寧に審査をして、精査をして、御家族様の状況ですとか家庭環境などを考慮して、誠意をもって入所決定をしてまいりたいというふうに考えているところで

あります。

○柏倉信一議長 月光議員。

○月光裕晶議員 前向きな御答弁をありがとうございます。どうしても保育園や幼稚園から小学校に上がるときに、人間関係があまり大きく変わってもらいたくないという保護者がやはり多くいますので、どうしても小学校のある地区の保育園などに入れたい保護者の方というのが、そういった希望が多く出てくるかと思ひますので、今後も御検討のほうをお願いしたいと思ひます。

それに関連はするんですけれども、ちょっと今回は特殊なお話をいただいておりますので、ちょっと御紹介をさせていただきたいと思ひます。

中郷地区のお住まいの方で、職場がこの市役所の近くにあるんですけれども、上の小学生のお子さんが軽度の障がいがあるために、朝は必ず学校まで送っていつているそうです。御主人は単身赴任中であるということ。したがって、柴橋のおひさまこども園となか保育所でないと、特に冬場などは始業に間に合わないために、その2つを希望したそうです。しかし、結果は別の保育所への内定でした。状況を説明するために子育て推進課のほうに行ったそうですが、状況が変わることがなく、おひさまこども園の教育枠で通う決断をしたそうです。しかし、教育枠では土曜の保育が午前中のだけのため、土曜も出勤のある職場で働くその方は、正社員になるということを諦めざるを得なかったとのことでした。

こういった特殊な事情をお持ちの方もいらっしゃる。このような状況の方には、しっかりと面談などをしてお話を聞くという措置が必要となってくるかと思ひます。

今後、そのような体制を整備していかなければならないのではないかと考えますが、御所見をお伺いいたします。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 実際、入所の受付の際には、基本的に障がいの有無などの、それだけではありませんが、特殊な事情について、保護者の方々から直接確認をさせていただいているところでございますが、今回、御質問もいただきましたので、改めて特殊な事情などをしっかりと酌み取ることができるように、聞き取り方法などの体制についても検討していきたいというふうに考えているところであります。

○柏倉信一議長 月光議員。

○月光裕晶議員 お願いいたします。

提出書類には、軽度の障がいですと、障がいの手帳ですとかそういったものがないために、書類にはそういったもの、証明できるものがあれば添付してくれというような内容がありますので、ぜひ、そういった手帳がない方もいらっしゃる。いますので、軽度の障がいの方もいらっしゃる。いますので、そういった方たちも救えるような制度をつくっていただければと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

次に、保育士の増員についてお聞きしたいと思ひます。

先日、政府は、国の基準より保育士を増やした保育所に対する運営費を加算し、支援を強化する方針を決めました。県でも保育士の人材確保には取り組んでいるようで、保育士養成校の学生向け修学資金の貸付けや中高生対象の保育士の魅力発信セミナーなどを実施しているようです。裏を返せば、それだけ今、保育士の人材確保が難しい、喫緊の課題になっているということではないでしょうか。

さて、本市では、国の基準よりも多くの保育士がもう既に配置されているようで、本当にありがたいことだと思っております。ということは、保育士の数は変わらず、単純に該当するケースの運営費だけが支給されるということになる状況かと思ひますが、私は、保育士の人材確

保は難しい今、まずは現在働いてくださっている保育士の待遇を改善するのが最優先ではないかと感じております。

世の中には、保育士の資格は持っていても違う職業に就いているという方がたくさんおります。その原因としては、責任の重さ、事故の不安、保護者との関係が難しい等が挙げられます。

現役の保育士さんが離職を考える理由としては、実際賃金が希望と合わない、自分自身の体力、健康の不安、休暇が少ない、取りにくいなどが言われております。

そこで、その加算された運営費の一部でも保育士の待遇の改善等に使用すべきと考えますが、御所見をお伺いいたします。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 月光議員から御指摘ありましたが、国のほうでは、令和6年4月から3歳以上児の保育士の配置基準というものを、3歳児については20人に1人を15人に1人に、4歳以上児については30人に1人を25人に1人ということに見直しをして、この基準以上に保育士を配置している保育施設などに対しては、運営費の加算を行う方針を示しているところであります。

この配置基準の見直しには、保育に影響がある場合には、この配置基準を適用しないとの経過措置が設けられる予定となっているわけでありすけれども、市内の保育施設などでは、現時点でこの新しい配置基準を満たしているものと理解をしております。

しかし、保育施設などにおいては、配慮が必要な児童への対応など、保育士が不足しているという声も聞いております。

保育士確保のため、保育士の労働環境の改善とともに、議員御指摘のような賃金等の処遇改善も必要ではないかというふうに考えているところであります。

そういった関係で、加算された運営費の使途については、現時点で示されているわけではあ

りませんが、保育士の希望者が増加するよう、各保育施設などにおいて、ぜひ設置者の方からは、中長期的な視点に立って、保育環境の改善、さらには処遇改善に活用していただければと考えているところであります。

○柏倉信一議長 月光議員。

○月光裕晶議員 ありがとうございます。ぜひよろしく願いいたします。

次に、人口減少への対応についてお伺いいたします。

政府は異次元の少子化対策と言っておりますが、要するに少子化が異次元なレベルで大変なことになっているわけでございます。

先ほどの質問で、保育士の増員が喫緊の課題と言いましたが、近い将来には子供が少なくなり過ぎて、保育施設や保育士が余ってしまう状況が訪れるのは間違いないと思っております。

では、そういった状況になってしまったら、多過ぎる保育施設や保育士はどうすればいいのでしょうか。

日本政府は、何十年も前から少子高齢化になることが分かっていたにもかかわらず、有効な対策を行ってこなかった結果、今の大変な少子高齢化があるわけでありす。

本市でそういったことにならないよう、保育施設の統廃合や、保育士の新たな受皿となるような職業を模索するなど、今のうちから、保育施設や保育士に対して検討していくべきことがあるのではないかと考えておりますが、御所見をお伺いいたします。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 市立の保育所の場合ですけれども、御案内のとおり施設も老朽化が進んでいるなどということで、そういった施設については、施設の統廃合を考える時期も来ているわけでありす。

なか保育所を除く、みいずみ分園、しらいわ保育所、たかまつ保育所については、出生数の

動向などを慎重に見極めながら、その在り方を検討していく必要性があるかというふうに思っているところであります。

一方、民間の保育施設などの在り方については、各施設の設置者の方のほうで考えていただくということになるわけでありすけれども、保育士の有資格者については、学校保育の指導員、あるいは障がい児通所施設職員など、様々な職場での需要が見込まれております。

市といたしましては、必要に応じて、保育士の新たな受皿となるような情報を、適時適切に提供していけるように努めていきたいというふうに考えております。

○**柏倉信一議長** 月光議員。

○**月光裕晶議員** もう考えてくださっているようで、そして保育士さんは至るところで需要があるというお言葉を聞いて、少し安心しました。ぜひこれからも検討のほう、よろしく願いいたします。

では、次に、通告番号6番、児童虐待についてお伺いいたします。

先日、令和4年度中の児童相談所が児童虐待の相談を受けて対応した件数が、過去最多の21万9,170件、32年連続で増加したことが、こども家庭庁のまとめで分かりました。その中で、暴言や態度などで心を傷つける心理的虐待が59.1%、身体的虐待が23.6%、ネグレクトが16.2%の順でありました。本県でも近年増加傾向にあり、本市でも虐待の実態は少なからずあるということでした。

先日、人口は減っているが世帯数は増えているという統計が出ました。それに加え、保育施設を利用する保護者も増えております。これは核家族化がかなり進んでいることではないかと考えます。そういった核家族化が進行していくと、児童虐待の実態が表面化しないという弊害があります。

ここ最近では、児童虐待のニュースも頻繁に

やっております。日本で生まれた全ての子供には、適切な教育を受け、健やかな成長、発達や自立が図られることを保障される権利があるはずです。そういった虐待を受けている子供たちをいち早く救うには、早期発見が重要になってきます。早期発見はとても難しく、解決していくのは困難なことかもしれませんが、やるべきところはあるかと思います。

先日、歯医者さんとお話をさせていただく機会がありました。そのときに、歯科健診などで虐待を発見することはあるのかとお聞きしましたら、やはり歯科医師さんが見ると、すぐに分かることも多々あるようで、例えば、長い間虫歯が治療されていない状況であれば、ネグレクトを疑うですとか、口腔内に殴られなければつかないような傷痕が多数あれば、身体的な虐待を疑うそうです。

保育士さんにもお話を聞きますと、着替えをさせたときに、服で隠れているところにだけあざができていたりですとか、毎回違う場所にあざがあったりですとか、自然につかないのではないかという傷があったりですとか、そういったケースがあるようです。

そのようにして見つかる虐待も多いようですので、やはり早期発見には各機関との連携が重要であるため、本市でもより一層強化していく必要があると考えますが、御所見をお伺いいたします。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 児童虐待の早期発見、そのためには関係機関の連携というのは大変大事だというふうに思います。

本市における児童虐待の早期発見に向けた関係機関との連携でありますけれども、養育を支援することが特に必要と認められる児童及びその保護者等を早期に発見し、適切な支援につなげていくことを目的として組織をつくっております。県の児童相談所、県の村山保健所、それ

から警察署、それから寒河江市の医師会、寒河江市幼児教育連絡協議会、寒河江市PTA連合会、教育委員会などで構成する子育て支援ネットワークであります。要保護児童対策地域協議会というふうなネットワークをつくっております。

先ほど来、お話にありますと、医師会の先生だけじゃなくて歯科医師会の先生も入ったほうがいいというふうにも思うわけですが、そういうネットワークにおいて情報を共有して、適切な支援の検討を実施を行っているところであります。

中でも子供と日常的に接する保育所、それから認定こども園、幼稚園、中小学校などとは連携を密にして、迅速に情報を共有しているところでありまして、さらには乳幼児健康診査、あるいは育児相談などの関わりの中で、虐待リスクの予兆を早期に発見をして、支援につなげていくことができるよう努めているところであります。

また、令和6年度からは、施政方針などでも申し上げましたが、虐待の未然防止と個々の家庭に応じた切れ目のない支援ということを目的にして、子ども家庭センターを設置をすることにしております。母子保健機能と児童福祉機能の一体化を図って、相談体制を強化していく、そしてネットワークとの連携強化もさらに進めて、児童虐待の未然防止及び早期発見の体制づくりを進めていきたいというふうに考えているところであります。

○柏倉信一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休 憩 午前11時58分

再 開 午後 1時00分

○柏倉信一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

月光議員。

○月光裕晶議員 では次に、被害者や家族のケア

についてお伺いいたします。

虐待が発生する家庭は、保護者の性格や経済問題、すみません、早期発見の重要性についてですね、虐待通告についてお伺いいたします。

虐待が発生する家庭は、保護者の性格や経済問題、夫婦関係、近隣関係など多様な問題が、複合的、連鎖的に作用し、何らかの支援を必要としている家庭である可能性があり、育児不安や生活のいらいら、孤立感などから始まることが多いとされています。

虐待の早期発見には、地域の方々の気づきが必要です。しかし、なかなか通報することができないというのが現状のようです。通報しない理由としては、やはり緊急性がないと通報しにくい、単に泣いているだけかもしれない、単にがみがみ言っているだけかもしれない、そういったことで、はっきり虐待と分からないケースが多いそうです。

そのほかにも、自分が通報したということが周りに知れると嫌だ、近所での付き合いが悪くなる、その家の人と人間関係が悪くなるというものがありました。

そして、実際に通告しても、虐待でなかったことも多くあるようです。全国の児童相談所のデータを調査したら、身体的虐待でも、実際半分はそうでなかったということがあったようです。

しかし、誤報は多いから駄目だということではありません。虐待を本当に防ごうと思ったら、現時点では誤報は半分ぐらいあってもいいというくらいにやっていかないと、本当の家庭内の虐待はなかなか見つからないのではないのでしょうか。

そういった事実と相談・連絡を受けた機関では、誰が通告してきたのかなど、個人情報や秘密を守る義務があるなどの情報はもっと周知し、虐待の早期発見につなげていかなければならないと考えますが、御所見をお伺いいたします。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 虐待通告についてお答えをしたいと思います。山形県において虐待と認定された件数、長期的には増加傾向にあります。平成30年度に500件を超えて、令和元年度以降は600件を超える高い水準で推移をしているところであります。

寒河江市における認定件数でありますけれども、過去5年間では平成30年度が10件、令和元年度が37件、令和2年度が25件、令和3年度は24件、令和4年が14件というふうになっております。

令和元年度に認定件数が大きく増加している背景でありますけれども、その当時、東京都目黒区や千葉県野田市で死亡事例などがあって、社会の児童虐待への関心が高まって、保育施設、それから学校、住民からの虐待通告が増えたこと、また、警察から児童相談所への積極的な通告などがあったことなどによるものと考えられております。

本市におきましては、午前中申し上げました子育て支援ネットワークを軸として、虐待が疑われるような気がかりな段階から、積極的に関係機関と情報共有をして、連携して子育て支援を行っているところであります。

今後におきましても、虐待と認定される前の段階から、相談や通告がしやすいように、虐待防止に関する周知を広く行って、地域全体で子供の安全安心を見守る体制づくりを、今後も進めてまいりたいというふうに考えております。

○**柏倉信一議長** 月光議員。

○**月光裕晶議員** 確かに、痛ましい事故がニュースですとかそういったもので流れると、どうしても意識がそちらに向きますので、そういったことで通告の件数が増えるというのは、とてもいいことだと思いますし、やはりそういった意識の醸成が必要になってくるのかなと思いますので、ぜひこれからもそういった周知のほう、

よろしくお願ひしたいと思ひます。

では次に、被害者や家族のケアについてお聞ひします。

虐待を受けた子供の心を救うためには、保護者の代わりに、大人が1対1の関係を築き直し、愛着を結ぶ関係をつくる育て直しが必要なことがあります。また、大人になっていく過程に寄り添ひ、長期間相談に乗る人や相談先が必要です。

成長に伴って深く悩むのは、例えば、思春期、恋愛をして結婚を考えると、結婚して子供をつくろうかと考えたとき、そして、実際に子供が生まれたときです。

虐待を受けた子供を支援することとは、早期に発見して保護すること、そして、安全な生活を保障し、必要なら治療的環境に置くこと、信頼できる大人との1対1の関係をづくり上げることから始まって、その子供が大人になり、結婚、子育てまで継続して支えるということになります。

子供虐待とは、少子化や家族崩壊と深いところでつながっている社会問題です。虐待されている子供を救おう、子育て中のお母さんを応援しようという認識は共有されつつありますが、虐待を受けた子供が大人になり、家庭を持つまでの一生を連続して支える応援策も、国や市町村、地域社会でつくっていくべきではないでしょうか。

一方で、虐待をしてしまった親へのケアも必要であります。支援策としては、精神症状の治療等が代表的なものになるかとは思ひます。

今後も児童虐待は増加し続ける傾向にありますが、その中で、被害者やその家族のケアは、より一層深い段階で必要となってくるかと思ひますが、今後どのように対応していかれるのか、御所見をお伺ひいたします。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 虐待を受けた子供さんとその保

護者など、家族への支援やケアということであり
ますけれども、虐待の内容によっては、子供の
安全を確保するため、迅速に児童相談所につ
なげていく必要がありますし、また、精神面
において医療を必要とする保護者については、医
療機関につなげるなどの、専門機関と連携しな
がら継続的に支援を行う必要があるわけであり
ます。

どのケースにおきましても、保護者など家族
が子供の健やかな成長のために、良好な関係を
築いていくことができるように、子育てにおけ
る困り事や悩みを丁寧に酌み取って、解決方法
を一緒に考える、いわゆる伴走型の相談支援を
行っていかなければならないというふうに考え
ているところでありますし、そういうふうにで
きるだけ努めているところであります。

また、場合によっては、御指摘がありました
けれども、臨床心理士による専門相談につなげ
るなどして、子供と保護者等家族の心理面のフ
ォローも行う必要がございます。

これまでも、子供とのより望ましい関わり方
を学ぶことができるペアレントトレーニングな
どということを実施をしてきたわけでありませ
ども、令和6年度からはさらに内容を充実
をさせながら、健全な親子関係の形成に向けた
支援体制をさらに整備充実してまいりたいとい
うふうに考えております。

○**柏倉信一議長** 月光議員。

○**月光裕晶議員** 被害者の虐待を受けた傷とい
うのは、本当に後々まで残ることかと思いますが、
大人になっても継続してケアをしていただける
ようによろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、増加傾向への対策についてお聞きしま
す。

山梨県立大学に、児童虐待の問題に特化した
全国初となる大学院、人間福祉学研究学科が
2024年度に開設されるようです。日本を代表す
る子供虐待の研究者3人が特任教授を務め、理

論と実践を通して、虐待の早期発見、早期対応
に貢献する人材を養成し、同時に虐待やネグレ
クトを受けた子供への影響、虐待する親、家庭
の特徴などを専門的に学び、相談業務や子供の
ケアを担当できる高度な技能を持つ人材を育成
する機関を目指しております。

やはり、こういった専門の人材を育てなけれ
ばいけないほど、児童虐待はこれからもっとも
っと大きな問題になっていくのではないでしょ
うか。

それでは、最後に、今後も増え続けるであろ
う児童虐待について、安心して子育てをするな
ら寒河江市と、住んでいる人にも、これから移
住などを考えている人にも思ってもらえるため
に、専門的な人材の育成なども踏まえて、どの
ように取り組んでいかれるのか、御所見をお伺
いたします。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 寒河江市におきましては、御指
摘のとおり、これまでも妊産婦から子育て世代
まで、切れ目のない支援体制を推進してきたわ
けでありますけれども、令和6年度からは、先
ほども御説明申し上げましたが、子ども家庭セ
ンターというものを設置をして、相談支援体制
をより強化していくことにしているところであ
ります。

これは、母子保健機能と児童福祉機能を一体
化したセンターということで、保健師や社会福
祉士などの専門職による包括的な支援というも
のを実施していくことにしておりますし、また、
会計年度任用職員である子ども家庭支援員を含
めて、センター職員には継続的に専門的な研修
の機会というものを設けていくことにしてあり
ます。

さらには、日常的に県の児童相談所からの助
言・指導を仰ぎながら資質の向上に努めていく
ことにしております。

また、虐待やネグレクトへの対応に加えて、

ヤングケアラーの実態調査などを実施をしていくということにしておりますので、より一層安心して子育てができるような環境整備に、一層努めていきたいというふうに考えているところであります。

○柏倉信一議長 月光議員。

○月光裕晶議員 子ども家庭センターですね、期待しておりますので、ぜひこういった問題を一つ一つ解決していけるように、人材の育成なども力を入れていただけたらとありがたいと思っております。

先ほども言いましたが、虐待のニュースが流れるたびに、そういったニュースを見るだけで、本当に私も小さい子供がいますので、心が痛むといえますか、本当に聞くだけで嫌な気分になっております。そんな中で、少しでも救える子供が増えるように、子供を持つ親として願っております。

子育て関係の質問をさせていただいておりますが、他市町村に比べて、本市の子育て環境は素晴らしいものだと感じておりますので、ぜひその強みをもっともっと前面に出していただいて、子育て世代の人口増加を進めていただきたいと思いますと思っております。

これで一般質問を終わらせていただきます。

伊藤正彦議員の質問

○柏倉信一議長 通告番号7番について、11番伊藤正彦議員。

○伊藤正彦議員 寒政クラブの伊藤正彦でございます。

元日のおとそ気分に入る間もなく、16時10分に能登半島を襲った最大震度7の地震発生から、2か月余りがたちました。この地震は、3月1日現在、災害関連死の疑い15人を含む241人の方々の貴い命を奪い、損壊家屋は7万6,810棟に上り、いまだ1万人以上が避難生活を送り、

輪島市や珠洲市など7市町では約1万8,000戸で断水が続いている状況にあります。車中泊も県で140人以上おられ、車内での寝泊まりが長引けば、体調の悪化や命を落とす危険もあると専門家は注意を呼びかけているそうです。

また、翌2日には、日本航空と海上保安庁の航空機同士が衝突し、日航機の379人は全員が無事脱出したものの、海保機の5人が亡くなるという事故も発生しました。海保機は被災地に支援物資を届ける任務を遂行する際の事故であり、事故原因はどうあれ、二次災害と言えるのではないのでしょうか。

亡くなられた方々の御冥福と被災された方々の一日も早い復旧・復興を心より御祈念申し上げます。

先日の市政の概況において、市長は本市への支援要請がないことや、市営住宅の提供を申し出ているということをお話しされました。寒河江市としても、機会があれば、ぜひ支援の手を差し伸べていただきたいと思います。

では、一般質問に入ります。

今回は、能登半島地震に鑑みて、防災危機管理について質問いたします。

通告番号7番、能登半島地震の教訓と今後の取組について質問いたします。

能登半島地震を振り返ってみますと、被害の状況は、先ほど述べたとおりですが、石川県内の犠牲者1月31日現時点の238人のうち、検死した222人の死因は、先ほど太田議員も言うておりましたけれども、家屋倒壊などによる圧死が41%、窒息・呼吸不全が22%、低体温症・凍死が14%という状況です。

なぜこのような被害が出たのでしょうか。家の造りにも一因があったようです。建設関係の専門家に伺ったところ、家の造りが昔風の柱と柱の間が広いという造りで、重い瓦屋根のため、あのような被害になったのだらうということでした。

能登半島は海に面しているため、瓦屋根の家が多く、重い瓦が残った家は潰れているケースが目立ち、ある人は、瓦が落ちなかったら家は潰れていたと話しているそうです。

そういう面では、本市の場合、被害形態は違ったものになると考えられます。が、しかし、安心するわけにはいきません。避難所の状況はというと、環境改善が進まず、1か月がたっても体育館の床に敷いたマットの上で、多くの人が雑魚寝の状態だということでした。

災害関連死、これは、地震による建物倒壊や津波などの直接の被害ではなく、避難所生活や車中泊による持病の悪化や疲労、ストレスなどで死亡することですけれども、今回は高齢者が衰弱して関連死するケースを目の当たりにしたという記事がありました。

高齢者が多い地域では、災害関連死が増えやすい。避難生活が長引けば、関連死のリスクはさらに高まるとして指摘されています。奥能登の高齢化率は50%前後で、全国平均よりも約20ポイントも高く、寒河江市の令和5年9月30日現在の高齢化率32.68%と比べても極めて高いことが分かります。

災害関連死を防ぐには、避難生活の環境をどれだけ改善できるかが鍵を握るとも言われています。昨年9月30日現在の本市の高齢化率は、白岩地区が約48%で最も高く、西部地区の各地区と三泉地区は40%を超えています。私の住んでいる箕輪は約57%、醍醐地区は約45%ですので、関連死要注意地域ということになるのかもしれない。

昨日の読売新聞には、独り暮らしの高齢者や障がい者など、災害時に自力で逃げるのが難しい避難行動要支援者が、能登半島地震で、被害が大きかった6市町で2万5,845人、寒河江は650人という先ほどの答弁ありましたけれども、人数が全然違いますが、奥能登、能登半島の地域人口全体の20.7%、5人に1人の割合が

避難行動要支援者だったという記事もありました。支える側も高齢化しており、助け合いにも限界がある、地域ぐるみの支援が困難になりつつあるということでした。

市長は、先ほどの太田陽子議員に対する答弁で、自主防災組織との協力、連携を述べておられましたけれども、いわゆる自助、共助、公助のうちの共助が、高齢化地域では成り立たなくなっているという大きな問題提起だと、私は取りました。

他方、インフラに目を移すと、これまた悲惨な状況で、発生から1か月の通行止め区間解消は3割、脆弱水道管の復旧は進まないという状況でした。

能登半島の断水状況はというと、6市町の断水、最大約5万5,000戸、1か月後で約4万戸、解消したのは3割にすぎない。2か月後でも、先ほど申し上げたとおり、1万8,000戸で断水が続いているという状況であり、最大約45万戸が断水した2016年の熊本地震は、1か月程度でほとんどが解消したということですが、大きな差があるようです。

その理由は、能登半島の6市町の水道管の耐震化率は、軒並み全国平均の41.2%を下回っているということにあると考えられるということです。

山形県内では、導水管、送水管を含む主要な水道管、基幹管路のうち、耐震性がある管路は4割余りにとどまっており、県によると、2021年度末時点で、県内の基幹管路のうち、大地震でもつなぎ目が抜けない管や、地盤の固さなどから、耐震性が認められた管の割合を示す耐震適合率は43.6%、全国平均は41.2%ですが、であり、県内35市町村のうち5市町が20%以下だということです。これらの状況を鑑みて質問いたします。

水は飲料水やトイレ、洗濯、入浴等、人間が生きていく上で欠かせないものです。地震によ

る断水被害を想定する指標の一つとして、水道管の耐震適合率があると思いますが、本市の水道の現状について伺います。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 寒河江市の水道管の更新に伴う耐震化の現状についてお答えを申し上げたいと思いますが、寒河江市におきましては、新第6次振興計画及び新寒河江市水道ビジョンなどに基づいて、水道管の耐用年数、重要度、漏水事故の発生状況などを考慮して、計画的に整備を進めているところでございます。

全国や県と比較できる直近の令和3年度末、先ほど令和3年度末の数字ありましたが、3年度末における本市の基幹管路の耐震適合率は44.4%になっております。全国平均よりプラス3.2ポイント、山形県平均よりもプラス0.8ポイント上回っているという状況になるかと思えます。

○**柏倉信一議長** 伊藤議員。

○**伊藤正彦議員** 本市の耐震適合率は高いということが分かりました。

インフラの老朽化が進むほど地震の被害は大きくなる、平時から優先順位をつけて、修繕や見直しを検討する必要がある、人口が少ない地域は真剣に考えないといけないと言う大学教授もおられます。

市としては、水道ビジョン計画に基づき、計画的に事業を進めていることと思いますが、このたびの能登半島地震を踏まえて、耐震化の整備を前倒しにすると方針変更した自治体もあるようです。本市では、現時点において、今後の整備方針の見直し等の考えはあるのかどうか伺います。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** ライフラインは大変重要であります。寒河江市におきましては、自然災害等による被災を最小限にとどめて、被災した場合であっても迅速に復旧できる強靱な水道施設を構

築するということで、水源や配水池などの水道施設の耐震対策、それから浸水対策、老朽化対策について計画的に取り組んでいるところでございます。

能登半島の地震を踏まえた水道管の耐震化の整備の考え方ということでありますけれども、能登半島地震を踏まえて、今後、被災地において水道施設の専門家による検証が行われるというふうに思いますので、計画の見直しについては、その結果を踏まえて、ライフサイクルコストなどを考慮しながら、将来にわたり水道施設の安全性が確保されるように、耐震性、耐久性、維持管理の容易性なども含めて検討してまいりたいというふうに考えております。それまでは、現在の計画に基づき、着実に耐震化を進めて、併せて、浸水対策、老朽化対策についても取り組んでまいりたいと考えているところであります。

○**柏倉信一議長** 伊藤議員。

○**伊藤正彦議員** 寒河江市自体は、ほかの自治体に比べても、かなりそういうところは、先ほどの適合率を聞いてもしっかりしているという状況が分かりましたので、確実に計画にのっとって進めていただければと思います。

新聞には、山形市から2トンの給水車とともに派遣された上下水道部の職員のコメントが載っておりました。満タンにした給水車も約2時間で空になるような状況であった。水は重く、水が入った容器を運べない高齢者の代わりに、山形市から派遣された職員が車まで運ぶことも多く、高齢化が進む地域が被災した場合、よりマンパワーが必要になると痛感した。そもそも水道設備の被害を減らすため、老朽化した設備の更新や耐震化を計画的に進めていかなければならないと語っております。こういったことも、教訓事項として今後に生かすべきだろうというふうに考えます。

令和6年度の水道事業会計予算を、安全で安

心な水道水の安定供給体制の構築及び災害に強い上水道の持続可能な経営基盤の確立をテーマとして編成したというふうに述べられました。ぜひ所期の目的達成に向けてしっかりやっていただきたいと思います。

国交省によりますと、老朽化したインフラの割合は、2020年で橋が30%、トンネル22%、港湾施設21%、河川管理施設10%になるということであり、インフラの老朽化は全国で進んでおり、災害時のリスクとなっていると言われております。多くは高度成長期の1960年から70年代に整備され、建設から50年が老朽化の目安とされ、2040年には、橋で75%、港湾の66%、トンネルの53%が該当するということです。

ここで、平塩橋を考えてみますと、平塩橋は、耐震性の面では要件を具備しているのかもしれませんが、しかし、あの橋は車同士が離合できない橋です。こういった橋が緊急時に動脈として、果たして使いものになるのでしょうか。こういった観点からも、平塩橋の早期架け替えの必要性があると言えるかと思えます。

市長は、市政運営の要旨で、大雨などの災害対策などのインフラ整備を進め、住みやすいまちづくりを目指すとして述べられました。災害が発生するたびに、インフラの重要性が焦点となります。よろしくお願いいたします。

能登半島地震で、孤立集落の数をほぼ特定できたのは、生存率は急激に低下するとされる、災害発生から72時間が迫った4日朝だったそうです。今回は備えの甘さも問われているということです。

石川県の地域防災計画は、能登半島北方沖の地震が起きた場合、被害はごく局所的で、災害度は低いと推定しておりました。人口約2万3,000人の輪島市は、非常食を数千人分しか備蓄しておらず、発災初日でなくなったということです。

交通網が脆弱で、自衛隊の十分な配備が望め

ず、物資の備蓄も進んでいない地域は全国に多いそうで、過疎化や高齢化が進む中、地震大国日本が同様のケースに再び直面する可能性はあるということです。

備蓄と避難所に関しては、先ほど太田陽子議員の質問への答弁でいただいておりますので、現状はおおむね承知いたしました。備蓄計画の見直し等、いろいろなケースを想定して、想定外というようなことがないように、計画の見直し、立案をお願いしたいと思います。

今回の地震では、情報、道路が寸断され、初動が阻まれました。孤立集落ができた輪島市では、職員約280人のうち、元日に登庁できたのは約50人だったそうです。市立輪島病院では震度5強で、約200人いる全職員が参集する想定でしたけれども、今回は職員も被災、崖を乗り越えて4時間かけてやってきた看護師もいたが、参集できたのは、元日出勤の医師・看護師を含め約30人だけだったということです。

本市は大丈夫なのでしょうか。本市職員の災害発生時の参集基準について伺います。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 災害発生時におきます職員の行動マニュアルというのがありますが、それでは、勤務時間外の参集については、自分や家族、それから近隣住民の安全確保というものを最優先にして、自分の家屋と周辺の建物に閉じ込められた人の救出、それから初期消火を行った上で、災害の規模に応じて、定めた基準によって登庁するというマニュアルになっております。まず自分の家族、周辺を優先するというのでございます。

震度6弱以上の場合ですと、市では災害対策本部を設置をいたします。それは全職員を挙げて応急対策に当たる体制を想定しているところでございますが、その際は、車での参集は、交通渋滞でありますとか復旧活動の障害になるおそれがありますので、車での参集は避けて、公

公共交通機関でありますとか、バス、バイク、自転車、徒歩などによって、安全を確認しながら速やかに職場に参集してもらうということになっております。できない場合は、地区公民館など最寄りの市有施設に参集して、指示を仰ぐというふうになっているところでございます。

今、震度6弱以上の場合を申し上げましたが、なお、震度3の場合は、防災危機管理課、ライフラインを担当する建設管理課、上下水道課及び財政課の職員が参集をする。それから、震度4の場合は各課の課長などが参集、震度5弱から震度5強の場合は各課の係長以上の職員が参集する基準になっております。

能登半島地震では御案内のとおり、道路寸断などによってマニュアルどおりの登庁ができなかった状況があるわけでありまして。そういったことを踏まえて、災害時の身の回りの状況を的確に報告するとともに、ふだんから市有施設への経路でありますとか、日常の通勤手段以外の方法などについても、職員は考慮していくよう指導しているところでございます。

いずれにしても、市の職員が震度7強の地震があったときに、どの程度参集できるかというのは、なかなか読めないところがあるわけでありましてけれども、こういうマニュアルを事前に周知しながら、そして、その場合に備えながら、いろんな準備をしていくことによって、できるだけそういう参集の可能性の高い職員を募っていくというふうになろうかというふうに思います。

○柏倉信一議長 伊藤議員。

○伊藤正彦議員 やはり何かあったときには、この役所がしっかり対応するというのが基本になるかと思っておりますので、今、市長が述べられたような参集基準というものを、過去の事例等をよく参考にしながら、見直し等も含めてしっかり詰めていっていただきたいと思います。役所に来て誰もいなかったという状況では、やっぱ

り市民の方が困るでしょうから、そこはよろしくお願ひしたいと思います。

次に、倒壊した家屋や家具などの災害廃棄物、災害ごみについてです。

災害ごみは処理進まず、木造倒壊が大量で人手も不足している。家屋倒壊が相次ぎ、ごみの量は膨大だが、焼却施設の停止、道路の寸断、人手不足が重なり、1か月がたっても瓦礫がまちを覆っている景色が変わっていない。処理の遅れは復旧・復興を妨げる。他自治体との広域連携による早期対処が望まれるとありました。

災害ごみの量を見えますと、石川県で年間ごみ排出量の約7年分に相当し、珠洲市は132年分、輪島市は31年分、能登町は46年分、穴水町は96年分という災害ごみの量だそうです。放置されれば、復旧・復興の足かせになる。海上輸送も実施して、県内外の処理施設でも処理すると石川県では言っております。本当にこの数字を見ると、もう天文学的な数字というふうに、私は驚きました。

こういったごみの件は、広域行政組合の所掌になるのかもしれませんが、特に答弁は求めませんが、市でも災害廃棄物処理計画というのを2021年に策定をしております。このような状況を教訓として、見直す必要があるかもしれません。

次に、消防団充実の必要性についてです。私は12月定例会でも消防団について質問いたしましたが、改めて質問したいと思います。

本市消防団は、定員626人に対し、充足率は97.9%と非常に高いことを確認いたしました。しかし、今回の能登半島地震に際しての新聞の見出しは、「過疎地、消防力に限界」として、住民でつくる消防団は人手も機材も十分ではない。団員が、私らじゃ助けられないと消防署に電話をかけたが一向につながらない。珠洲市のある地域の団員は定員割れの15人で、連絡も取り合えない極限に近い状況下で、一緒に動けた

のは数人だけで、消防にも頼れなかったとありました。ある消防団員は、それでも何とか救えなかったかと、今も無力感を拭えずにいるということです。あと1メートル、命救えず、道路寸断、消防援助隊阻む、48時間後やっと現場にといった言葉が強烈なインパクトをもたらしました。

奥能登広域圏事務組合の消防署長は、同組合の消防署員は計166人であり、災害時は50分団に計約1,000人いる消防団が頼みの綱と言っています。救える命を救おうと必死だったが、人も資機材も足りなかったと振り返っています。発生当日、分署を含め39人で、3割超は参集できなかった。過疎地の消防力不足を露呈したと指摘され、石川県と中部圏の援助隊の隊員は、道路寸断で参集できない事態は思いもしなかったと話しているそうです。

静岡県でも伊豆半島を抱えており、危機感を持っているということでした。

本市の場合は、地理的に陸の孤島と化すような可能性は低いと考えますが、やはり頼みの綱は消防団です。私は、消防団の充実、単なる数字上のものではなく、実態を伴った精強な組織にするべきだと考えます。

1月に寒政クラブと公明クラブで、愛媛県松山市の消防団について行政視察する機会を得ましたので、ここで概要を紹介いたします。私としては、特に以下の4つが印象的でした。

愛媛県松山市は人口50万人の都市ですが、14年連続で団員数が増加しており、機能別消防団の充実強化にも大変力を注いでいることが分かりました。

松山市消防団の特性は、1つが女性消防団員の積極的な活用。女性分団を組織し、また女性副団長もいるということです。定員2,464人のうち女性団員が212人、実に8.6%を占めています。特に高齢化が進む過疎化島嶼部、要は離れ小島ですね、では、アイランド・ファイヤー

レディースとして、平成24年4月から採用しております。

2つ目は、郵政消防団員（ファイヤー・ポストマンチーム）です。郵政職員、要は郵便配達をする職員の方ですけれども、郵便物の配達により地域の事情に精通していることから、活動を災害情報の収集や本部への連絡、危険箇所の巡視などに限定し、平成17年4月から採用を開始しております。現在43人体制ということです。

3つ目が、大学生等消防団員です。専門学校生も含んでおり、避難所運営活動に従事し、未来の防災リーダーになることを期待して募集をしております。実際に消防署に入った者もいるということでした。寒河江市の場合、大学、専門学校がありませんので、これはちょっと無理なのかなという気もしますが、学生等消防団員活動認証制度というのもあり、就職活動を支援するという制度もありますので、考えてもいいのかなと思います。

4つ目が、事業所消防団員です。日中の消防力低下を補完するため、就業時間中の活動に限定した機能別消防団員を採用し、地域の防災力の強化を図るというもので、松山市にある企業の従業員でつくる消防団員です。作業服に企業のロゴもついております。今2つありまして、ネットトヨタ瀬戸内チーム、これは平成18年12月からで10名、フジファイヤーチーム、これはスーパーマーケットで、平成21年12月から11名といったところにあり、この4つは大変すばらしいなと私は感じました。目のつけどころ、発想もすばらしいなと感じました。

他方、6日、松本総務大臣が、減少が続く消防団員の確保に向けた取組を強化するよう、全国の都道府県知事と市区町村長に文書で要請いたしました。能登半島地震で被災地の地元消防団が重要な役割を果たし、地域住民同士の助け合いがいかに重要か痛感したとしています。

文書では、能登半島地震の発生後、地元消防

団員が消火や倒壊家屋からの救助に当たったと指摘。南海トラフ地震などの大規模災害に備え、消防団を中心とした地域防災力の強化を求めています。

団員確保を後押しするため、国としても、消防団の活動を総務大臣が表彰する制度を新設し、ドローンの活用など、団員の負担軽減につながる各消防団の事例集を作成したことも紹介しています。

先ほど紹介した愛媛県松山市の消防団の充実化への取組や総務大臣書簡を踏まえて、本市として、消防団のさらなる充実についてどのように考えるか伺います。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 御案内のとおり、能登半島地震では、被災地の消防団が地域住民の命と安全を守るべく、懸命に活動されている姿が毎日映し出されていることが印象的であるわけでありませうけれども、そういう状況の中で、全国的に見ると、依然として消防団員が減少しているということと、十分な体制を構築していくことが、やっぱりどうしても、こういう状況を踏まえれば不可欠だということで、先ほど議員からもありましたが、2月の6日に入団の促進と消防団員のモチベーション向上に取り組むよう、改めて総務大臣から通知がなされたところでございます。

寒河江市におきましても、消防団の充実強化ということについては、これまでも様々な取組を進めてきたわけでありませうけれども、やはりその中で重要なのは2つあるかと思います。基本的には、やっぱり団員を、ある程度きちっとした人数を確保していくということと、やはり資質の向上をしていく、要するに訓練などを通して資質を高めていくということが大きく2つ重要なのではないかというふうに思っているところであります。

日頃から西村山消防本部などと十分連携をし

ながら、災害対応や人命救助のための研修会、訓練などを実施をしているわけでありませうけれども、本年度実施いたしました市の防災訓練の中で、救出・救助訓練などをさせていただきましたが、消防団員と消防署員が役割を分担して、効率的に対応する。瓦礫の下敷きになった車両からけが人の救出・救助などを行って、応急処置訓練などをしていく、そういう取組をさせていただいているところであります。

やはり限られた団員、それから限られた人数の中で、きちっと役割を果たしていくための連携、消防団と消防署員が日頃からの訓練を充実をして取り組んでいくということが大事ななというふうに思います。

それから、もう一つの大きな課題であります団員確保でありませうけれども、なぜ団員が増えていかないのか、減っていくのかということが言われるわけでありませうけれども、一つはやっぱり団員の負担が高い、大きいのではないかということがあります。そういった関係があつて、市のほうでも、消防団とも十分検討を加えて、市の消防の操法大会を、実施をこれまでしてきましたけれども、その見直しを行ってやめて、より実践的な研修会に切り替えております。そういったことが団員からも好評を得ているというふうになっております。

それから、なぜ若い人が消防団に目を向かないのかということを見ると、家族の方が、周りの方が、なかなか消防団に子供を入れることについて、もろ手を挙げて賛成をしないというような状況もあるというふうに思います。そういった意味で、市民の皆さんに、この消防団の役割というものを改めて理解をしていただくということが大変大事ななというふうに思います。

今回、柴橋地区で防災訓練と小学校の親子行事を連携をして、消防団員が防災教育に当たるなどという行事をさせていただいたところ、子供たちにとって、消防団の活動を知ってもら

ことについて、大変結果的によかったなどということを知っているところでもあります。そういった地道な活動、消防団についての住民の皆さんの、市民の皆さんの理解をさらに深めていくという取組を進めていかなければならないというふうに思います。

議員からは、松山市の消防団の取組などお話をいただきましたが、例えば女性消防団の充実、寒河江市でも女性消防団はいらっしゃるわけでありすけれども、さらに充実をしていく。それから、事業所の消防団などということで、機能別の消防団の確保・充実などということは、大変我々としても参考になる内容だというふうに思いますので、その点については、消防団のほうとも十分話し合いをさせていただきながら、寒河江市消防団のさらなる充実に向けて取り組んでいかなければならないし、団員一人一人がやりがいを持って活動できるような環境がつけられるよう、体制の強化を図っていきたいというふうに考えているところでもあります。

○**柏倉信一議長** 伊藤議員。

○**伊藤正彦議員** まさに市長が今答弁されたとおりにだと思います。団員をしっかり確保しないことには、資機材を十分運用できないという状況になりますし、資質の向上は当然必要です。やっぱり一番問題なのは、家族の理解ということですかね。この辺がどう対応していくかというのは難しい問題かもしれませんが。ほかに仕事を持ちながらの団員活動となりますので、そこをしっかりと理解してもらえようという形でPRして、家族の理解を得られるような方法を考えていただきたいと思います。

私は、今、松山市の例を申し上げましたけれども、ほかにもいろいろ成功している先進地があるのかと思いますので、その辺も参考にしながら、ぜひ今後取り組んでいただきたいと思います。

最後に、今回の能登半島地震からは、3.11と

は違った教訓が得られたと考えますが、市長はどのような教訓が得られ、今後どのように取り組んでいきたいとお考えかお伺いします。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 先ほども申し上げましたけれども、能登半島地震については、災害の状況については、いまだ復旧途中であります。本格的な検証はこれからという段階でありますので、教訓というにはまだ早い状況かというふうに思いますが、現時点において認識しているところを申し上げたいというふうに思います。

2か月がたっておりますけれども、先ほど来ありますが、いまだ1万8,000戸が断水をしている、1万1,000人以上が避難をしているというのが大きい印象かなというふうに思います。それはどういうことかという、やはり避難者が1万1,000人いるということは、家屋が倒壊をしているわけでありすので、そういったところをどうしていくのかということと、また、断水などについても、どういう備えをしていくのかということが大変重要になってくるんだというふうに思います。

現在の本市の耐震化率、住宅の耐震化率は86%と、ある程度高いわけでありすけれども、まだまだ100%にまで至っていないわけでありすし、水道管の幹線管路の、基幹管路の耐震適合率44.4%というわけでありすから、まだまだ十分ではないというふうにも思いますから、そういうところをやっぱりきちっと備えていくということが、寒河江市にとって大変重要なことかというふうに思います。

それから、先ほど来ありますが、関連死をできるだけなくしていく、下げていく。ストレスのない避難所生活を送っていくために、準備をしていく、備えていくということも大変重要なことかというふうに思いますし、そのためには、今日いろいろ議論ありましたけれども、備蓄品なども含めた必要物資の円滑な供給、そ

れから、安全で安心して生活できるような避難所の環境確保というのが大変重要かというふうに思います。

テレビなんかで見ていると、断水によって避難所でのトイレ使用が困難になった状況などがありますので、寒河江市では、先般、2月の19日に、仮設トイレのレンタルを専門に扱う市内の事業者と災害協定を結ばせていただきました。そういったところで、いざというときに備えていければというふうに思っているところであります。

3つ目は、やっぱり孤立集落が発生をしているわけでありすけれども、市内でも孤立化をできるだけ防ぐような取組、例えばルートの確保でありますとか、孤立する可能性のある地域の住民の安否確認のための通信手段の充実、それから、もちろん備蓄品の配備充実などということについても、改めて検討していかなければならないというふうに思っているところであります。

本当に元日からということでありすけれども、我々としては災害時などを含めて、いつ発生するか分からない状況でありますので、いざというときにしっかりと耐えるように備えていく、そして、寒河江市民の人命を守るということを最優先にして、防災・減災のためのハード、そしてソフト両面での対策を講じていくこと、それが我々行政の大変大きな役割ではないかというふうに認識をしているところであります。

○**柏倉信一議長** 伊藤議員。

○**伊藤正彦議員** いろいろ考えておられるのが分かりました。

仮設トイレのレンタル業者との協定なんかというのは、非常にいいお話かなと思って伺いましたけれども、やっぱりトイレも非常に災害とか起きた場合は重要になりますので、ぜひいろんな面から検討していただいて、前向きに進めていただければと思います。

寒河江市は、能登半島とはまた地理的な状況も違いますので、被害の形態も当然違ったものになってくると思いますけれども。しかも寒河江市は本当に災害の少ないまちです。そういうことに慢心することなく、安全安心のためにはいろいろ進めていかなければいけないと思いますので、市長にはぜひ100年都市寒河江に向け、4万市民の安全安心のための各種施策を、後顧の憂いのないよう、国や県とタイアップして着実に進めていただくことをお願いして、私の一般質問を終わります。

改めて、能登半島地震の被災地の早期復旧・復興をお祈りして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

佐藤耕治議員の質問

○**柏倉信一議長** 通告番号8番について、8番佐藤耕治議員。

○**佐藤耕治議員** 寒政クラブの佐藤耕治です。本日最後の一般質問となります。よろしくお願いいたします。

能登半島地震で被災されました皆様に、心よりお見舞い申し上げます。被害を受けられました皆様の安全と、一日でも早い平穏な生活に戻りますことをお祈り申し上げます。また、ボランティア活動に御尽力をいただいている全ての方々へ感謝とお礼を申し上げます。

早速、一般質問をさせていただきます。

通告番号8番、熊から市民の生命と農作物を守るために。

このたびの一般質問は、散歩中、熊に遭遇した方の話や農作物被害に遭われた方々と、農作業に怖くて畑に行きたくない、行かないでくれといったことなどの話をお聞きしまして、一般質問に至ったものです。

去年は、全国で熊の出没が過去最多となっており、人的被害も令和6年1月末現在、死傷者

218人、うち死亡者6人となっております。

市内の出没状況では、白岩地区をはじめ、留場、幸生、田代、谷沢、清助新田、慈恩寺、松川地区と、西部地区が大半を占めております。

昨年11月14日現在で、ツキノワグマ22頭、イノシシ31頭が捕獲されており、前年の3倍以上となっております。寒河江市鳥獣被害対策実施隊24名の皆様に感謝とお礼を申し上げます。

昨年の出没状況を踏まえて、寒河江市ではどのように捉えているのか、市長の御所見をお伺いいたします。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 寒河江市の昨年のツキノワグマの出没状況でありますけれども、6月に中山間地において、さくらんぼの樹体被害、それから食害が発生いたしました。それを皮切りに、その後、桃やリンゴなど、11月まで果樹の被害が継続的に確認されているところであります。

こうした農業被害の報告を受けて、寒河江市鳥獣被害対策実施隊に出動の要請をして、被害現場を確認の上、有害鳥獣の捕獲を実施してきたところであります。

この実施隊の出動件数でありますけれども、昨年の4月から11月までで41件であります。前年度は18件でありましたから、比較して2倍以上の件数となっております。

また、この間の捕獲頭数、先ほどありましたが、22頭であります。これも前年度の7頭に比べて3倍以上となる捕獲頭数となっているところであります。

ツキノワグマの個体数については、寒河江市では独自に調査を行っておりませんが、県全体の推定生息頭数というのは、令和4年度で2,053頭と公表されています。そういうことから、寒河江市におきましても相当数が生息しているものと推定をされるところであります。

昨年の被害件数が増加して、急増しているわけでありまして、これには様々な要因が

あるというふうに言われております。県からは、ツキノワグマの餌でありますブナの実が不作であるとの注意喚起が出されたところでありますし、また、中山間地におきましては、人口減少による遊休農地の増加、それから、山の下刈りなどの除草管理が十分でない状況が増えていることなどから、緩衝地となる里山のエリアが減少し、ツキノワグマの生息圏が人間の生活範囲に近づいたことなども増加の一因ではないかというふうに考えられているところであります。

議員御指摘のとおり、農業被害のみならず、住宅地への出没による人的被害も増えているわけでありまして、今後も引き続き、有害鳥獣に対する被害防止対策を実施していかなければならないというふうに考えているところであります。

○**柏倉信一議長** 佐藤議員。

○**佐藤耕治議員** ただいま市長のほうから答弁をいただきましたけれども、本当に個体数そのものが県全体というよりも、私が農業を始めてもう45年ほどなりますけれども、猟友会の方々、さくらんぼシーズンには2回ほど猟友会を頼んで、火薬の臭いがすると1週間ほど熊が寄ってこないという話があった中で、1回から2回に延びた経過もございます。今の仲間の方々も、70代、若い人で69歳というふうな形になっておりまして、山に登るのもすごく大変だなという方々が実際猟友会の方にいらっしゃいます。

そんな中で、本当に耕作放棄地も出ながら、どうやって対策を講じていけばいいかなということからすれば、本当に山間地で農業できなくなるおそれからすれば、まだまだ熊が増えてくるのかなと。

当然、雪が降らなくなってしまうと、鹿の増加も増えてきます。そうすれば熊はもっと里のほうに下りてくるというふうな生態的なことも言われている中で、本当に大変だなと思っていますので、ぜひ今後も県と連携をしながら、そ

して、情報を的確にさせていただきたいと思えます。

続きまして、通告番号の（２）になりますが、先ほども言いましたけれども、猟友会につきましては、大変、寒河江市の鳥獣被害防止計画が出されておりまして、その中で、鳥獣の捕獲活動には、寒河江市鳥獣被害対策実施隊の24名の方々がいらっしゃいますが、昨年の出動状況が大変多いことから、猟友会の出動回数も多くなり、猟友会の人員不足が問題になっていると私は捉えておりますが、市長の御所見をお伺いいたします。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 実施隊、現在24名の隊員で構成をされておりますけれども、この隊員の選出については、市の要綱に基づいて、山形県猟友会西村山支部から推薦を受けた猟友会のメンバーを隊員として任命をさせていただいております。

隊員の数がないのではないかというような御質問でありますけれども、近隣の自治体の状況を見ますと、本市の隊員数は決して少ないわけではないようでありまして、昨年の出動状況から見ても、それほど不足はないというふうに認識をしているところでありますが、ただ、今後これからまた有害鳥獣が増えていく、それからニーズが増えていくということを想定されるのであれば、必ずしも十分なのかということとは疑問に思うところがないわけではありません。

以上であります。

○柏倉信一議長 佐藤議員。

○佐藤耕治議員 現在のところ不足していないということでございますけれども、今年もそうなんですけれども、今年がまれなのかどうか分かりませんが、熊が休眠していないというデータもあって、1月も被害が出されておる中で、これから熊の出没が多くなって、そして実施隊の人数が増員するためには、どのようにしたらいいかなというふうなことを考えれば、本当に高

齢者の方が山に登ること自体がまず難しい、体力的に難しい。では、当然、視力関係も老眼が関わってくれば、なかなか難しいということもあります。実質そうなってくると、若い青年の方々が、必要性が出てくると思われます。

当然、専門職ですることというのは、大変難しいことだと、私は思っているところなんですけれども、その中でも熊が増えて、そして人員が足りなくなった場合には、狩猟免許取得経費の全額免除や、そして猟友会等の現場の特別報酬を手厚くすることで対応がなされると私は考えますけれども、市長の御所見をお伺いいたします。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 猟友会のほうからも、今御指摘ありましたとおり、会員が高齢化している、それから、新規会員の獲得に苦慮しているという話は十分伺っているところであります。

市としても、将来の実施隊員確保を視野に入れて、補助制度を設けて、新規狩猟免許取得等補助金というのがありますが、新規会員増加に向けた支援をしているわけでありまして、ただ、お聞きをすると、猟銃の取得でありますとか、動物の捕獲などに抵抗がある方も結構いらっしゃるということで、狩猟免許取得者が増えないというような要因になっているというふうにも聞いているところでありまして、我々としては、有害鳥獣対策の重要性というものを引き続き周知をしていく必要があるというふうに認識をしているところでございます。

それから、出動の際の報償でありますけれども、実施隊が現地確認や見回り、捕獲等で出動をした場合は、件数に応じて出動の報償を支出させていただいております。

昨年中の延べ出動回数は1,222回というふうになっております。それだけ隊員の皆さんには御苦勞をおかけしたわけでございます。

出動報償の額については、各自治体が定めて

おりますけれども、寒河江市におきましても、近隣の自治体の状況に考慮しても、比べて遜色のない平均的なものになっているというふうに考えております。

そのほか、市独自の取組として、猟友会に対して、猟友会員の狩猟技術向上支援補助金というものを設けております、射撃場などを使った狩猟技術の向上への支援というものをやっているところであります。

現在、活動中の事故や、けがなどに備えて傷害保険に加入していただいておりますけれども、来年度はこれに加えて、損害賠償保険の追加などをさせていただいて、補償面の充実を図っていきたいというふうに考えているところであります。

いずれにしても、隊員の確保については、今後とも猟友会の皆さんとも十分相談をさせていただきながら、取組を進めていききたいというふうに考えております。

○**柏倉信一議長** 佐藤議員。

○**佐藤耕治議員** 今後猟友会の会員の皆さんと相談をしながら進めていくということで、本当に1年間で1,200回を超す回数というのがすごく、当然、暑い、寒い、暗い、様々な条件下で働いてくださいますので、手厚い支援をお願いしたいと思います。

市でも、熊に対しては、民家や国道付近の開けた場所でも目撃が相次いでおり、市では地区内での広報、巡回、注意喚起、看板設置、防災無線による放送、学校等への注意喚起を行っておると聞いております。

有害鳥獣の出没を防止するため、家の周りの草刈りや樹園地、畑などへの電気柵の設置も進めており、市では電気柵導入の補助金も整備しておるところであります。

続きまして、(3)農作物被害対策についてお伺いしたいと思います。

農作物を収穫するまでには長い年月がかかり

ますし、材料費や人件費などのコストもかかります。せっかく手間暇かけて育ててきた農作物を鳥獣によって荒らされるのは、生産者にとっては大きな痛手であります。

現在の対策として、寒河江市鳥獣被害対策実施隊と農家の方自ら、園地に電気柵を設置が実施されている状況と認識しております。

電気柵を推進するために、説明会を通じて地域ごとに実施するとの計画であります。区域が広範囲に及ぶことから、寒河江市で公的に電気柵設置を考えてはどうでしょうか。市長の御所見をお伺いいたします。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 電気柵の整備については、ツキノワグマ、それからイノシシ、その他の有害鳥獣にも防止効果が見込めるということで、先ほどお話ありましたが、市でも電気柵の導入に対する支援、それから電気柵の設置運用方法を理解していただくための研修会など行ってきたわけでありまして、議員からは、公的に整備をしたらどうかと。要するに、市で全部整備、補助ではなくて整備をしたらどうかと、こういうお話かというふうに思いますが、これは出沒頻度の高い地域などで、自治体が電気柵を整備をして、そして地域の皆さんが維持管理を行うということなのではないかというふうに理解をするわけでありまして、こうしたことを進めていくには、設置場所とその効果などについて、専門家の御意見をいただきながら進める必要があるというふうにも思いますし、地元組織による維持管理、それから安全確保、漏電防止のための除草作業でありますとか、感電防止の注意喚起などが必要だというふうになりますので、それから、設置場所の提供などについても了解をいただくなどということで、多くの皆さんの協力が必要かというふうに思っているところであります。

なかなか一朝一夕にはいかない場面もあろう

かと思いますが、一方で、山形県のほうでは、有害鳥獣被害防止対策推進事業というのを設けておりまして、この中では、地域がまとまって、侵入防止柵、電気柵も含めて、侵入防止柵を設置する場合、100%の支援を受けることができる事業があるということでございます。寒河江市でも、2地区においてこの事業を活用した事例があるわけでありますので、ぜひ地域がまとまっていくと、こういう公的な整備が可能だということでありますので、その積極的な取組について、ぜひ御検討いただければなというふうに考えております。

○柏倉信一議長 佐藤議員。

○佐藤耕治議員 100%の補助ができるということで、地域の方々が、皆さんが同意することを私もすごく願っています。

私がこれ公的にということでは思ったのは、昔は、このエリアまで、道路まで、こっちは畑、ほとんどの方が耕作している。やっぱり耕作放棄地が出たということは、無作為に残ってしまう。じゃあ作っている人はみんな協力するんですけれども、耕作放棄地の方々が同意するかというこの問題があったり、もう寒河江市には住んでいなくて、違うところにいるということなどもございますので、その辺も含めて、地域の方々と十分検討していただいて、できるだけ100%の補助対象になるように推進していただきたいと思っているところであります。

続きまして、(4)になりますけれども、人的対策につきまして伺いたいと思います。

今年は全国で熊の出没が相次いでいることから、国は関係省庁による連絡会議を昨年10月に開催し、熊の出没や被害の状況を共有してきました。

本市においても目撃情報があり、今後増えることが予想され、餌を探し求めて市街地に出没するアーバンベアに対して、不安に思う市民を安心させ被害を防止するために、人的対策の現

状について伺いたいします。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 人的な被害への対策ということではありますが、現状を申し上げますと、住宅地周辺でツキノワグマの目撃情報があったり、また、足跡やふんなどを発見した場合には、付近にまだ潜んでいるおそれが、可能性がありますから、警察署、消防署をはじめ、小中学校、それから保育所、町会長など、関係各所に速やかに連絡をさせていただいております。

あわせて、担当の職員が現場に向かって、様々な情報収集を行っておりますし、また、状況に応じて注意喚起の看板を設置をしたり、住民の皆さんの安否確認などもその都度させていただいているところでありますし、また、目撃情報があった地域の町会長さんからの要請によって注意喚起の広報車を回すということもさせていただいておりますし、必要に応じて、防災行政無線なども使って広報を行っているところであります。

そのほか、有害鳥獣を誘引する、誘う原因となる生ごみなどもですね、その放置などもそういう要因になりますから、注意喚起をしていただく。それから、野菜とか果樹の取り残しなども、そこを目がけて来るということがあるわけでありますので、そういう取り残しをなくすようにしていただくということを、市報あるいはホームページなどで注意喚起をお願いをしているというふうになっております。

今、対策を申し上げましたが、非常に原始的と申しましょかね、アナログ的な対策でありますけれども、これが一番やっぱり効くという、これをないがしろにははいかんというふうに思っているところであります。

○柏倉信一議長 佐藤議員。

○佐藤耕治議員 本当に熊の生態、朝から晩まで、夜行動する熊、日中も普通にしてしまう熊、昔から今現在まで、本当に生態系が変わってきて

いるのかなと。本当に万が一、人的被害が起きたということからすれば、本当に誰しもが困るわけですが。

これが果たして、万が一ですが、最悪の場合、直接的な被害を受けてしまった場合、あったとしましょう。野生動物ですから、一般的な事件や犯罪とは異なります。被害を賠償してもらおうとか、慰謝料を請求するだとかの責任を追及することは、当然できません。被害を受ける前に、まずは対策をすることが最重要であります。

続きまして、通告の（５）に入りたいと思います。ドローンを活用した被害防止対策について。

平成30年第４回、イノシシの対策について一般質問をさせていただきました。ＩｏＴを活用した見守りによる負担低減の取組を提案させていただきました。

今まで熊に対してわなや電気柵などを土地に設置することで、少しでも農作物被害を減らそうと努力してきましたが、大きな効果まで得られていません。また、近年、住宅や市街地に熊の出没が急増しており、野生動物による被害が後を絶ちません。

そこで、より効率的、効果的な鳥獣対策を目指し、ドローンを使った取組が行われております。ドローンを使って鳥獣被害から守る方法として、一つに、熊、鳥獣を監視する。土地が広大なほど人力で調査を行う場合、多大な労力と時間が必要です。ドローンを使えば、高所から土地の撮影、監視が可能になります。

一つに、飛行音で熊、鳥獣を追い払う。ドローンは、プロペラが搭載されているので、プロペラの回転する飛行音があります。ドローンが接近するだけでも、野生動物にとっては未知の音が聞こえるため、追い払うことができます。さらに、ドローンに搭載されたサーチライトや超音波装置などを照射することで、熊や鳥獣の

警戒心が高くなり、一目散に逃げていく可能性があります。

一つに、空中からの農薬散布。農作物を育てる過程で、農薬散布を実施することで、病虫害防除が広く知られていますが、鳥獣を寄せつけない用途もあります。無人ヘリコプターによる農薬の空中散布やドローンによる空中散布があります。

一つに、ドローンを使って自動巡回で威嚇する。ドローンにはGPSが搭載できるため、飛行中に現在位置の特定が可能です。そのため、巡回、監視する場合、飛行ルートを設定して自動飛行させることができます。自動巡回させることで、操縦者の負担を軽減し、熊や鳥獣の威嚇になるので、効率的、効果的な追い払いが期待できるでしょう。

一つに、可視カメラや赤外線撮影で熊、鳥獣の行動パターンを分析。赤外線センサーを搭載した機体であれば、夜間撮影も可能です。そのため、熊、鳥獣の監視を時間にとらわれずに行うことができます。熊、鳥獣の行動パターンを分析し、被害の防止につながるのではないのでしょうか。

これまで対策では、わなや電気柵などを耕地に設置して、多大な労力、コスト、時間が必要でした。ドローンを活用し普及していくことで、農作物被害の拡大防止と人的被害を起こさないためにも必要と私は考えますが、市長の御所見をお伺いします。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 議員御指摘の、ドローンを使用しての有害鳥獣の監視、それから追い払いなどについて御提案がありましたが、こうしたドローン技術の活用、それからICTの活用の可能性などについて、寒河江市におきましても試験的に実証事業を行ってきております。

ドローンによる赤外線カメラでの鳥獣生態調査でありますけれども、昨年、幸生地区にて実

施をさせていただきました。付近の森林に生息する獣類を確認などをすることができたところでもあります。

それからまた、有害鳥獣捕獲用のわなを設置してするわけですが、そのわなを監視するための通信用のカメラを設置をして、わなの有効性、運用状況など、それから、付近にどういった獣類が徘徊しているかなどを、写真や映像で確認もしたところでもあります。

こうした実証事業の結果としては、一定の有効性が認められたところではありますが、例えば、通信用のカメラなどについては、やっぱり有害鳥獣の被害が多い中山間地周辺については、なかなか電波が届きにくいなどというケースもあって、使用範囲が限られてしまうというようなこともあって、今後その技術的な進歩、それから運用環境の整備状況などを見ながらですね、注視しながら、その導入などについて検討していく必要があるなという感じをしておりますが、いずれにしても、大変有効な方法、活用、ドローンの活用は有効だというふうに認識をしておりますので、今後もそういう導入についても検討していきたいというふうに考えているところでもあります。

○柏倉信一議長 佐藤議員。

○佐藤耕治議員 ドローン活用で、1台、2台、エリア的にするとやっぱり広範囲に及ぶので、白岩地区、高松地区とか地区地区単位で使用できたら効率性も上がるのかなと思っているところで、ぜひ検討しながら、予算のほうも組んでいただきたいと思いますところでもあります。

本当に全国的に熊による人身被害が多発しており、今年、環境大臣が2月8日に、熊の捕獲を支援対象とする指定管理鳥獣に追加すると発表しました。指定管理鳥獣となれば、県が行う捕獲などが国からのお金でできるようになります。

令和6年度の県の山形県環境エネルギー部の

有害鳥獣被害防止対策の推進予算では、2億1,968万円が計上されており、県と連携をして、市民の安全と農作物被害に遭わぬよう願っております。市長の御所見をお伺いいたします。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 佐藤議員御指摘のとおり、今年の2月、環境省において、ツキノワグマを指定管理鳥獣にしていくということになって、現在、省令改正に向けての意見募集を行っているというふうに聞いております。

あわせて、自治体に対して、ツキノワグマを指定管理鳥獣にした場合、必要と見込まれる対策事業のメニュー案を示して、意向調査を行っており、この中には、生息分野に関するモニタリング調査や被害防除対策、現場の見回りや捕獲なども含まれるというふうに聞いていますところでもあります。

市としては、今後、国の対策事業のメニューが決まった後、県で実施をする事業内容が示されるというふうになるかと思しますので、そういった国や県の動向を注視しながら、そして、県とも十分連携を図りながら、本市に必要な被害防止対策の導入を進めていきたいというふうに考えております。

○柏倉信一議長 佐藤議員。

○佐藤耕治議員 大変力強いことで、ぜひ人的被害と農作物被害が遭わぬように私も願っております。そして農家の皆さん、そして子供たち、お年寄りの方も、本当に熊には注意喚起をするということが、個人個人が頭の中に、体にしみついていないと、誰かが助けてくれるだろうではやっぱり想定外になってしまいますので、ぜひその辺も注意喚起をお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

散 会 午後2時41分

○**柏倉信一議長** 以上をもちまして、本日の日程
は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

